

平成14年厚岸町議会第4回定例会会議録		
招 集 期 日	平成14年12月11日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年12月11日 午前10時00分
	延 会	平成14年12月11日 午後 5時12分

1 出 席 議 員 並 び に 欠 席 議 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 19名 欠席議員 0名					

1 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	教委生涯 学習課長	松浦正之
助役	大沼隆		
収入役	黒田庄司	監査事務局長	阿野幸男
総務課長	田辺正保	農委事務局長	農政課長兼務
行財政課長	斉藤健一	教委体育 振興課長	澤向邦夫
まちづくり 推進課長	福田美樹夫		
税務課長	大野榮司	水道課長	山崎国雄
町民課長	久保一将	病院事務長	大野繁嗣
保健福祉課長	古川福一	特別養護老人 ホーム施設長	藤田稔
環境政策課長	松澤武夫		
農政課長	西野清	デイサービス センター施設長	玉田勝幸
水産課長	小倉利一		
商工観光課長	高根行晴	保健福祉 課長補佐	大崎広也
建設課長	北村誠		
監査委員	今村實	保健福祉課 指導技師	久米正志
教育長	富澤泰		
教委管理課長	柿崎修一		

1 会議録署名議員

5番	岩谷仁悦郎		
6番	真里谷誠治		

1 会期

12月11日から12月13日までの3日間（休会なし）

1 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1 議事の顛末
別紙のとおり

- 議長 | ただいまより平成14年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。
開会時刻10時00分
- 議長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番岩谷議員、6番真里谷議員を指名いたします。
- 議長 | 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
3番、田宮委員長。
- 3番 | 去る12月9日午前10時から開会をいたしました議会運営委員会協議の内容についてご報告を申し上げます。
第4回定例会の議事運営について協議がなされました。
まず、報告であります。諸般報告、さらに行政報告、行政報告は町立厚岸病院の訴訟の問題であります。さらに、例月出納検査報告、定期監査報告、以上4つの報告があります。
次に、各委員会から予定される案件であります。陳情第4号 厚岸救難所の運営に関する陳情書が総務常任委員会の審査報告がなされます。
次に、平成13年度各会計決算審査特別委員会の決算の審査報告がなされます。
次に、総務、産業建設各常任委員会から所管事務調査の報告が行われます。
4つ目は、総務、産業建設、厚生文教各常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出書が出されております。
次に、町長提案の議案であります。一般議案が1件、次に条例制定の議案4件、これらはいずれも本会議において審査することとなります。
次に、議案第95号から第104号はいずれも補正予算であります。10件。審査の方法は、各会計補正予算審査特別委員会に付託をして審査が行われることとなります。
次に、一般質問の通告をされた議員は10人あります。

会期であります、会期は12月11日から13日、3日間というふうに協議をいたしました。

最後に要望、意見書等についてであります、意見書案第14号並びに意見書案第15号がそれぞれ上程をされます。審議の方法は、2件とも本会議で審査をすることになります。

以上で報告を終わります。

議長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告にありましてとおり、本日から13日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

議長 日程第4、この際、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成14年9月17日開会の第3回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、11月19日と20日に東京都で行われた第46回町村議会議長全国大会、第27回豪雪地帯町村議会議長全国大会及び第21回離島振興町村議会議長全国大会には私が出席しました。

この際、議員の皆さんに申し上げます。関係資料を別途議員控室に備えることとしておりますので、ご了承いただきますとともに、後ほど閲覧しご参考に供していただきたいと思っております。

以上、諸般の報告といたします。

議 長 日程第5、町長からの行政報告を求められておりますので、これを許したいと思
います。

町長。

町 長 本定例会に当たり、さきの第1回定例会で報告いたしました医療過誤損害請求事
件のその後の経過につきまして、時間を追って報告をさせていただきます。

平成14年3月11日、第3回口頭弁論が電話会議の形で開催され、被告、原告双方
の準備書面が提出されております。その会議の中で、突然裁判所から和解勧告案が
提示され、勧告内容においても原告側主張をほぼ全面的に認める内容となっており、
和解金の額も1億380万円強と非常に高額なものであります。

当町としましては、早期和解についてはやぶさかではないが、事前折衝が皆無の
中で突然提訴された裁判が始まったばかりであり双方の主張が尽くされていない、
実際に第3回の口頭弁論で当方が具体的に反論の形で提出した準備書面は60ページ
に及び、その内容に対する相互の評価も出ていない状況の中で一方的な和解勧告は
町民の理解を得ることは難しい。また、原告の基礎収入の算出根拠にも疑問がある
旨を伝えたところ、平成14年4月1日付で裁判官の合議体全員が異動となり、5月
9日に電話会議で開催された第4回口頭弁論の冒頭において、新しい裁判官により
弁論をすべて更新するということになりました。

その後、電話会議、証人尋問を含み4回の口頭弁論が開催され、11月18日に開催
された証人尋問では裁判所に証人として採用された4人の証人につきまして原告側、
被告側、双方の尋問が行われ、尋問終了後、裁判官による今後の進行に関する協議
が行われましたが結論を得るに至らず、進行協議記述として次回期日は12月17日に
開催されることとなっております。

簡単であります。現在までの状況について報告をさせていただきました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

議 長 これより行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の
疑義をただす程度にとどめていただきます。

ありませんか。

(な し)

議長 なければ、以上で行政報告を終わります。

議長 日程第6、例月出納検査報告を議題といたします。
このたび監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考
に供していただきたいと思ひます。

議長 日程第7、定期監査報告を議題といたします。
本件につきましても、このたび監査委員より別紙のとおり報告がなされてお
ります。ご参考
に供していただきたいと思ひます。

3番、田宮議員。

3番 定期監査報告は平成13年度にかかわるものですね。できれば、決算審査の段階で
出していただかないと、ちょっと事後審査になってしまうんですね。

議長 休憩しますか。

3番 次回からね、決算の段階で出してもらわないと、後から出してきたって審議でき
ないでしょ。もう終わっちゃっているわけだから。

議長 監査委員、何かありませんか。

監査委員。

監査委員 ただいまご質問ございました定期監査の報告の時期を早めるということにつ
きま
しては、平成13年度分については10月25日付ということで提出してござい
ますけれども、今年はいろ
いろ諸般の事情がございまして多少おくれたということもちょっとあるわけ
でござい
ますけれども、できれば今後に向かって促進するように努力してまいりたい
というふう
に考えます。

議長 いいですか。

ほかにござい
ませんか。

(な し)

議長 日程第8、陳情第4号 厚岸救難所の運営に関する陳情書を議題といた
します。
本件につきま
しては、本年第3回定例会において総務常任委員会に付託し、閉会
中の継続審査を求
めていたところ、今般審査結果の報告が委員長から出されてお
り

- ます。
- 委員長からの報告を求めます。
- 16番、音喜多委員長。
- 16番 陳情審査報告を申し上げます。
- お手元に陳情審査報告書が配付されているかと存じますが、本委員会は平成14年9月17日に付託された陳情の審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告申し上げます。
- 付託された事件は、陳情第4号 厚岸救難所の運営に関する陳情書であります。
- 審査経過であります。平成14年9月17日、第3回定例会において付託された本案件については、本年10月10日、10月24日及び11月14日に本委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、かつ各委員の質疑を行い慎重に審査いたしました。
- 結果、採択すべきものと決しましたのでご報告申し上げます。
- 以上でございます。
- 議長 お諮りいたします。
- 委員長の報告は採択であります。
- 委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
- よって、本陳情は採択されました。
- 議長 日程第9、認定第3号 平成13年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 平成13年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上8件を一括議題といたします。
- 本8件の審査については、平成14年11月25日開催の町議会第2回臨時会において平成13年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般審査結果の報告が委員長から出されております。
- 委員長からの報告を求めます。
- 9番、木村委員長。
- 9番 ただいま上程されました認定第3号 平成13年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の

認定についてなど8件の審査結果を報告いたします。

平成14年11月25日開催の町議会第2回臨時会において本委員会に付託された8件の審査結果につきましては、去る12月2日、本委員会を開催し、各委員の質疑を行い慎重に審査の結果、いずれも認定すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

以上。

議長 まず、認定第3号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成13年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成13年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成13年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成13年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成13年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成13年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成13年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号 平成13年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

議長 日程第10、これより一般質問を行います。

質問は通告順に行っていただきます。

初めに、2番、塚田議員の一般質問を行います。

2番、塚田議員。

2番 私はここで漁港について一般質問をするわけでございますけれども、執行者におきましてこの工事が波の入らないように仕上げなければならないことが、逆にいつまでたってもこの漁港が使用できないという現況の中で、見るに見かねてここで4回目の質問をいたします。

私は、平成13年の1月定例会におきまして、この漁港について設計に誤りはなかったのか説明を求めるとい質問をいたしました。担当の答弁者によりますと、この漁港については今まで41年間で46億円の事業費がかかっているわけでございますけれども、安心して船が係留できないということが問題でございます。そもそもこの経過を見ておきますと、担当者は漁港をつくるというのはどういうふうにつくるといことになるのか知っているのだろうか。しかも、そこに来て地元だとかとって、一部の漁業を巻き込んでやっているわけで、この結論はいまだもって船がつけられないし、しかも図面にあるように離岸堤もまだ入っております。

この漁港は本当にこれからの沿岸漁民の窓口となっているわけでございますけれども、今から考えてみますと、前に平成7年ですか、津波が来たわけでございますけれども、この漁港はなかったから今はよかったけれども、しかしながらこの漁港

があることによってまたぞろこの津波被害が出るということはできるわけでございます。その設計は、前には津波が来たときにはこの漁港がなかったもので、この海岸の一部の方に津波の襲来がありまして、これがその当時たまたま雪がある年でありましたので雪があったわけでございますけれども、このことについては雪があれば床潭の半分以上は壊滅状態になったんだろうと思いますけれども、幸いにしてこのあたりの時期には大体50センチぐらいの——3月でございましたのでしぼれた雪があったので、恐らくその辺で終わったんだろうと思います。私の家も恐らくこれはつぶれるだろうと思いましたがけれども、船が大体そこの向かいの家の前でようやくとまったから、隣の家も破損させないで済んだんでありますけれども。

このような厳しい状態の中であつたわけでございますけれども、そのためにはどう考えてみても、今漁民の方々はこの漁港をひとつ頼りにしておりますけれども、今見ておりますとこの漁港は昆布をとる人によってつくられているということでございます。したがって、大体波は南東の方向から来るのが小島と大黒の間でございます。たまたま、東南東から来ている波が漁港に入る一番危険なところでございます。津波も、したがって東南東のところから入ってきているわけでございます。前面には仙鳳趾という尻羽という浅瀬があるので直接には入ってこない。次には大黒、小島があるのでこれも入ってこない、南東に向いているわけでございます。しかし東南東の方向だけはあいているわけでございます。

したがって、27年の津波が来たときにはこれから入って床潭に入ったし、そしてまた後、8年ぐらいたって来たチリ津波のときには、結局アメリカから来た津波でございまして、このことについては床潭海岸は何も異常なくスーと通って行って、苫多とぶつかって水産高校のところに帰っていったと、こんな程度で終わったわけでございます。

津波の来る場所は大体私は決まっているんだということを言えるだろうと思います。それは、十勝沖から来るときには床潭に入って、それから湾の中に入って行く。アメリカから来たときには、苫多とぶつかって湾月町にはね返っていくと。真竜の海岸からは津波の起きるようなことはないわけございまして、津波の来る場所というのは大体決まっていると。

しかし、そこについて現況を見ますと、奔渡あたりの避難所のつくってあるところには津波の来ない高いところにつくっているわけございまして、こういったこ

とについてはここにもやはり問題があるだろうと思うわけでございます。

そこで私は、津波の来ない方法になるととにかく入り口が問題だと。何年やってもこれでは同じことだと。投資が41億円ぐらいかかっているということは承知しておりますけれども、このことにしてどうしてこの漁港が41年もたって使えないようになってきているのか。

恐らくその担当者は漁港のつくり方について、上部の方と相談しながらもしておるんだろーと思えますけれども、つくることを知らないんでないだろーかと。そこにたまたま出てくるのは期成会という団体でございます。これは民間でございます。これは責任も何もないわけでございます。思いつきでやっているような現況でございます。行政が行うことには組織の中でやはり責任を持って事業費をつけ、そしてまた計画的にやっていかなければならないけれども、何だか担当者がわかっているのかわからないのか、漁港をつくっていることは同じことばかりやっている。というのは、素人にもわかると思えますが、波の来る方をあけているということは、これは波が来るのは当たり前で、漁港の中に係留ができないことは当たり前でございます。これはどんな人、山の人でもわかるわけでございます。波の来る方にやはり防波堤をつくらなければ安定した係留ができないわけでございます。

ただこれだけのことでございますが、ここにおいて私は今長々と話をしましたけれども、現実においては床潭の人は、今の漁業者の中では昔は小さい船で昆布をとっておりましたけれども、最近では5トンぐらいの船が20隻ぐらいできているわけでございます。これはやはりサンマの流し網とか何とかということのを思いながら、やはり昆布だけでは生活できないだろーと。せっかくつくってくれた漁港をやはり活用すべきだという考え方の中で、やはりこれからの沿岸漁業の計画もしておるんだと思えますが、これはやはり当然だと思えます。少なくとも、最近では沿岸漁業者の振興を図らなければその地域の発展がないということは言えるわけでございます。未広のあたりは昆布だけで——そんなような仕事のする場所でもないし、また係留するところもないわけでございまして、そういったことを考えると、やはり全体的には少なくとも床潭の漁港を利用するということが一番ベターだと思うわけでございます。

こういった考え方の中では、このことを踏まえながら、どうしてこの漁港ができないんだということについて、第1回の質問をしながら、あとは2回あるわけでござ

ございますので、その都度また質問いたしたいと思いますので、まずこれをもって第1回の質問とさせていただきます。

議長 塚田議員、2番、3番、4番はいいの。

2番 それから、次は釧路町と厚岸町の境界の問題でございます。

今は昆布森と厚岸町と合併したけれども、知方学というあの辺の地域のときにはこのことが——今加藤正一さんがおったところでございますが、このときについてはこの境界が昆布も老若舞のあたりまで自由に行けたわけでございますけれども、だんだんやかましくなって乳牛の問題が出てきまして行けなくなった。そのようなこととございまして、この漁港は海岸のいわゆる昆布森との合併の中で、そういった行政区域というものはできてきたんだと思いますが、私が先輩議員と一緒にいったときには、大体十町瀬あたりまでが厚岸の行政区域であったのではないかと。

前の5万分の1の図面を見ますと、その辺がうやむやになっているわけでございますが、昆布森と合併した時点ではそこにある程度線が引かれているわけでございます。これもやはり問題があるだろうと。

私は前に総務委員長のときに釧路支庁に行きまして話をしましたところ、支庁行ったら松野支庁長さんが言うのには、厚岸町さんはこれについて結局誤って200町歩が柳田牧場に入ったときについては、その問題についてこの損害はどうするんですかと言うから、私はくいについてはそのとおりにしますけれども、損害賠償については、このことについては町長のやることだというふうに支庁長に話してきましたが、それから引き続きずっと40年ぐらいになっているわけでございます。

今まではいろいろ経過もありますけれども、大体町村会、行政区域というものは30年から40年かかっている、経過していることは珍しくないわけでございます。そういうことについてこれからは質問されるけれども、私も協力しながら、町長ともども、この行政区域についてはやはりここで決めていきたいものだと、こう思っております。

それから、床潭小学校の敷地についてはどうなっているんだと。先般、課長と係長がちょっと家に来ましたけれども、ただ図面を見せられてこうなっているんだと言ってみてもそうはならないわけでございます。

このことについては、少なくとも学校の行政区域というのはやはりしっかりくいが入っていなければ校長だって管理ができないだろうと思います。ただ、図面の中

で広げてこの辺だなんて言ってみたって、そうはならないわけでございます。

聞くとところによりますと、私たちが子供の時代には、今床屋さんの裏の方があそこに100坪ぐらいがあったんだらうと思いますが、ここが小学校の敷地でありましたけれども、今のところに来ましてからもう30年、40年ぐらいたっているんだらうと思いますが、このことにつきましてはやはり、何といたっても学校の敷地についてはそのようにしてはっきりしてもらわなければならないと。たまたま、中川ヤスエさんという方から3,300坪を寄附されたんだということだけは私は知っているけれども、その辺はやはり行政担当者でなければどこからどこまでが学校の用地になるのかということについては私は専門屋さんでないからその辺はわからないわけでございます。

それから、もし津波が来たら児童・生徒はどうなるんだということを今考えてみますと、やはり21年の3月に津波が来たときには津波が押し寄せたときに3トンぐらいの船が学校の橋を壊さないで、その上から船を置いたわけでございます。それだけに、橋があるとしっくいから盛り上がって行って、あの橋を壊さないで、漁村センターのところに置いたのは事実でございます。

しかも、そういったようなことになりますと津波というのは非常に早い速度でやってくるわけでございます。そういったことになると、この間——昨日ですか、学校の先生に聞いてみたら、いや神社のところに逃げていくようになっているんだと言うが、そんなばかなことにならないわけだ。神社のところに行くといったら、やはり200メートルぐらいあるだらうと思いますが、1年以上の子供を連れて手を引いていくと、そんなわけにはいかないわけでございます。

現況は厳しいわけでございますが、この辺についてもどうするのかということをやはりきちんと調査しながら、最短の時間でやはり避難させるということも考えていかなければならないし、またその場所もありますということは私も言えると思いますので、やはりそのことも踏まえながら、私は小学校の生徒、住宅にいる先生方の避難場所をどうするんだということもやはりここで決めておかなければならないんだということを含めまして、私は4つの質問をいたしまして、第1回目の質問を終わりたいと思います。

議 長 町長。

町 長 2番、塚田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の漁港の関連ですが、40年も経過しても安心して係留ができないというご質問でございますが、既に承知いただいていると存じますが、第一種床潭漁港は昭和26年に第一種の漁港として指定を受け、昭和35年の第2次漁港整備長期計画時より修築事業さらに改修事業として42年間にわたり約48億円の事業が投入され、随時整備が進められ今日に至っているところであります。

また、平成6年度からの第9次漁港整備計画におきましては、東側に漁港を拡張するための西防波堤の延長、南防波堤、護岸、物揚げ場、泊地のしゅんせつ、漁港道路、用地などの整備が行われ、それぞれ各施設の完成とともに利用がなされております。

平成14年においては、新しい漁港漁場整備法の施行に伴う地域水産物供給基盤整備事業により、外防波堤、護岸の新設や既設防波堤の改修が行われており、平成17年度の完成をめどに外郭施設として南防波堤、係留施設としての船揚げ場、その他の施設として漁港道路、漁港用地の整備が計画されておりますが、今後とも漁港整備の促進を図るとともに、地元の要望の早期実現に向け鋭意努力をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の、厚岸町と釧路町の境界についてのご質問でございますが、この境界問題につきましては以前にも幾度か2番議員にご質問をいただいているようでし、私が町長就任後の昨年9月の第3回定例会でも16番議員から質問をいただいております。

このようなことから、過去の経過等につきましては既に十分ご承知いただいていることと思っておりますが、この件については以前の議会でお答えしたとおり100年以上も前からの経過の中で解決に至っていない大変難しい問題であります。今日まで双方平行線をたどり、その後の協議のきっかけも難しい状況で推移してきておりますが、この解決に当たっては市町村合併という行政課題が発生したときがチャンスになるのではないかとのお考え方を示させていただいております。この考え方を持ちまして、現釧路支庁長との懇談の中で、問題の解決に向かって支庁長の調整役の発揮をお願いしているところであります。また、釧路町長とも相談しておりますが、具体的には至っていない状況であります。

3点目の学校用地につきましては、教育長より答弁があります。

次に、4点目の津波の発生した場合の避難場所についてのご質問であります、

床潭小学校の児童につきましては平澤宅裏山に整備しました避難場所へ逃げることとなっており、本年9月5日に実施いたしました厚岸町防災訓練時におきましても、床潭小学校児童は教師の避難誘導のもとでここに避難を行っております。

また、床潭小学校の教員住宅入居者における避難場所につきましても、距離的な面から平澤宅裏山が適当と思っております。

以上でございます。

教育長。

おはようございます。

私の方からは質問事項3点目、床潭小学校の敷地についてのご質問にお答えいたします。

床潭小学校の学校用地につきましては、現在の校舎及び屋内運動場の移転改築に当たり、学校用地に隣接する民地2件、5筆を学校用地として平成6年度に取得した際、学校用地測量委託を行って用地確定を経て現在に至っております。

学校用地と民地との境界には境界ぐいを埋設したほか、正面側及びグラウンド北側にはフェンスを設置し学校用地の管理に当たっているところでありますので、ご質問にあるような校地を他に利用させている事実はございませんので、ご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

2番、塚田議員。

今、町長から答弁ありましたけれども、厚岸町と釧路町との町村界について問題があるわけですが、ここで私が一部資料を持っておりますので参考にしていただきたいと思うわけですが。

普通交付税の算定に用いる基礎数値、市町村面積にかかわる協議についてという議題でございますけれども、平成2年度普通交付税の算定に用いる市町村面積は建設省国土院が公表した昭和63年10月1日現在の市町村面積とされており、平成2年度の普通交付税の算定に用いる基礎数値、市町村の面積については釧路町と厚岸町との合計に今年度の算定に用いた面積で昭和62年10月1日現在により案分した下記の数値を用いているところでありますということは、普通交付税算定上の協議であって他のことに影響を及ぼすものではないと。中身を見ますと、釧路町の面積は252.57平方キロメートル、厚岸町の面積は734.72平方キロメートル、合計して

987.29平方キロメートルでございます。このことについては示されているわけですが、これはやはり少なくとも釧路町の区域と厚岸町の行政区域の面積が違うわけでございます。

今後これらについては、やはり厚岸町は厚岸町としての行政区域の中においてはこのことについて主張していかなければならないんでないかと思うわけでございます。先ほど申し上げたように、少なくとも町村の境界というのは30年から40年ぐらいかかるんだと言っております。そう簡単なものでないということは承知しておりますけれども、やはりこのことについては今後町長の考え方、どのようにお考えになっているか、これをひとつ示していただきたいと思うわけでございます。

議 長
2 番

それだけでいいの。

一つ一つやっていくということになりますと時間がかかると思いますので。

それから、最初質問した漁港の問題でございますが、例えばそこにいる北村課長に言わせるとまた同じことだと言うけれども、現況の中では床潭の人が一番困っているのは漁港が使えなくて困っているんだ。漁港というものは、やはり少なくとも防波堤ができればその中に係留して安心して船をかけておくにいいけれども、この間の21号台風のときにも私は見ておりました。というのは、あなた方波があったとき浜に来て見たことあるか。なぎの日見てたって、どこから波来るかわからないぞ。やはり行政はね、真剣になって漁民のことを考えた中の行政でなければ、やはりこれは誤解されるよ。この前もしたまた同じ質問だとあなたはそう言うけれども、ここに入ってられないと困っているんだから、そのために質問しなければならないんだ。

それで、しかも期成会がやっているんだと、こういうことなんだ。期成会というのは民間団体で行政権もないんだわ。今期成会長さんが浜行って、協成建設に指示してやっていたぞ、昨日。こんなばかなことが通るのかと。あとは地元だ、地元だということをあなたは言っているけれども、地元ということは津波が来たときにこの現況を知っている人はいるのかと言うんだ。課長だってまだ生まれてないときでないのか、昭和27年といえよ。

だから、そういうことでもっと、やはり責任者になれば温かい行政を行ってもらわなければ困るんだ。ただべらべら言って、そのとき多数決だなんて言っているけれども、この前の答弁書見ているとそういうことなんだぞ、実際問題は。

だから、そんなことでは安心して船を出せないんだと。というのは、さらに細かく言えばこの漁港というのは昆布とるためにできているんだ。それはどういうことかと言うとね、昆布とるときには小島の人と末広の人の小さい船なんだよ。この人方がなぎになったときに初めて昆布とりますよと、こうなるんだ。この人方が指導的にやっているんだよ。今の船は立派な船になって大きなの持っている。しかし、その人方は対象じゃないんだ。小島と末広の人がとらなければ、その日は昆布はでれないということになるんだ。

そういったことを考えた中では、やはり昆布の行くとき我先に早く行って、そこにアンカーをやって昆布とるとき、そっちの方に行けるようなところに入り口が向いているから、ちょうど波が来るところが入り口になっているから、これはやはり少なくとも難しい専門語で言わせるとイースサウスイースでいかなかったら波が入ってくるんだよ、これ。あなた方波が入ってくるか入ってこないかわかるのか。入っていったらイースサウスイースで入ってくるんだ。ここに波が入ってくるんだよ。小島と大黒はね、サウスイースだ、あれ。そのことをわきまえていなければ、風だけで——風は天気の良い日、なぎ風も西風だ、西よりの風だ、これは天気風だよ。波の来るのは、少なくともしけるときにはね、大きなしけは昔で言えばうしとら門と言うんだ、これを。というのを今言っているのがノーイースだ。昔で言えばうしとら門と言うんだ、これ。今のはやりで言えばイースサウスイースだ。

だから、そういったことを考えて、一番大きいしけは北東の風からしけるんだよ。というのは、わかるんだよ大体。西になれば天気になるんだし波もおさまるんだよ。北の近くから約 180度ぐらいで回っていくんだ。この間はしけるんだよ。だから言うんだ。

しかも、床潭の図面を見ると西と東と、どっちが西になっているんだ。こっちの方の海に向かって左の方が東だよ。あなた方の図面見ると、これも西、こっちの方も西になっているんだ。実際問題、西と東の区別わからないんでないのかと。図面見ていると海に向かってこっちになって、左の方は東に右の方が西なんだ。それがこっちのも西なんだ。と言うのは、これは非常に風と波に支障が出てくる問題だから特に私は話しているんだよ。だから、一番大きなしけはイースサウスイースから吹くんだ。まちがえましたノースでないサイエス、サウから出るんだ。だからそのことは結局、それを全体的に考えてそこ見れば、あなた方大体前に出て、この漁港

というのはどうなってどうしけるんだということをきちんと考えてやっていけば波の来る方に防波堤をつくっていかなかったらこの漁港は何回言っても通らないんだよ、できないんだ、これ。46億円もかかっているけれどもできないんだ。

しかもね、今白糠ですか。漁港の種類というの知っているか。第一種漁港というのは床潭の船入れ場だ。第二種というのは避難港だよ。第三種というのは全国的な今の湾の中にあるこの漁港だよ。避難港のあの条件の悪い外海であっても白糠はどうやらあそこは安定しているんだよ。床潭の漁港いまだもって。しかも床潭の漁港は湾の中は平静区域だ、外海でないんだよ、平静区域なんだ。しかも、前に大黒があり小島があるんだ。それに尻羽の瀬もあるんだよ。そういった立地条件のいいところでこの工事がどうして波の来ないようにできないんで、今まで46億円もかかってもこんなようなことになって。漁民の人が今困っているんだ。

最近はね、5トンぐらいの船を持っている人が20そうぐらいあるよ。それはどうということかと言うとね、昆布とる前にサンマを刺し網でとるんだということ。1千万もとる人がいるんだよ。やはりこういうことに着眼しながらね、産業形態というものをつくり上げてやっているんだ。そのためには漁港が必要になってくるんだ。だけどこの漁港は係船できないんだよ。だからそのことを再度質問しますが、課長もそのことを腹に据えて、波の来ない方向に漁港をつくってやるんだと、喜ばれるようにしたいんだということを考えていただきたいと思うわけでございます。

それと、再度今言いますが、大体今の児童の避難場所、町民の避難場所については、大体今聞いているといわゆる神社のところまで学校あたりも避難させるんだと、こう言っているよ。ところが津波というのは速度が早いんだよ。このことを予測してあなた方考えたことがあるか。しかも、自分の命は自分で守ると書いてあるんだ。それはそれで理屈で言うけれども、実際問題、やはり少なくとも小学校1年生の児童・生徒がいるんだよ。そこで聞きますと神社のところに行けばいいんだと、こういうふうになっているんだよ。あそこまで行くと、1年生の生徒あたりは何分かかるんだと、少なくとも15分や20分かかるでしょう。

だから、そういったことを考えながら、やはりきちんと対応を教育委員会もしてもらわなければならないということを私はあえて言わなければならないと。しかも私はおととい見たんだ、学校のところ。そうするとね、今の川は浅くなっている、もう。河川改修したから。そういったようなことで、浅くなっているから、最短距

離がやはり学校のわきから簡単な30万円か40万円の橋をかけてやると——車通るところじゃないんだから、最短距離でやるとね、これはもう来たと言えれば5分以内で避難できるんじゃないかと思いますよ。

だから、そういったことを踏まえながら、全体的に考えたなら、津波が来たら子供をどうするんだと。先ほどから言っているように、津波というのは川が一番危ないんだよと、川がなければいいんだ。ただ学校の計画のときにあそこに屋体をつくったり——どうしてこんなところにつくったのかと思ったんだ、私は。だけれども、屋体つくってしまったからどうにもならないと思いますが、前の校舎はあそこにつくったときには津波には何も関係ないんだ。そういったようなことも考えて、ここ津波の来るところだから川が危ないというから、やはりここは校舎の設置する場所については適当でないということも含みながら、やはりそういったようなことを考えて校舎の改築はやらなければならないと思います。

そういったようなことで、少なくともやはりこのことについて再度答弁していただきたいと思うわけでございます。そのことについては、教育委員会も心してやはり答弁していただきたいと思います。人命ばかりでない、子供というものは特に、しかも住宅には家族がいるんだから、そういったことを踏まえて少し措置して避難させていただきたいと思います。このことについて心配のないようなことをやっていただきたいと思いますが、このことについて再度質問いたします。

議 長 町長。

町 長 再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、私からは境界問題についてお答えいたします。あとの問題についてはそれぞれの担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

厚岸町と釧路町の境界問題につきましては長年の懸案問題でございます。両町の主張については塚田議員もご承知のことと思いますが、私からあえてお話をさせていただきたいと思います。

釧路町の主張は、明治38年から44年までの連絡測量の結果による区域では明らかに昆布森区域であるということであります。昭和16年の測量の結果、誤った測量による境界ができたというのが釧路町の主張であります。厚岸町の主張は、明治38年から44年までの連絡測量は一部不明確であり誤りである。昭和16年の測量結果が正確である。ごらんのとおりに、お互いに相対立する双方平行線の見解の主張を行っ

ておるわけでございまして、これが現在続いております。

私といたしましては、先ほど答弁いたしましたとおり早急にこの問題は解決をしなければならぬ、そのようにも考えておるわけでございます。経過を調べましたところ、昭和40年9月の段階で釧路支庁で釧路町と厚岸町、そして釧路支庁が中に入って協議をした経緯があるそうでありますが、このときも物別れという事実がありますので、私といたしましては早急に釧路町長とお会いをいたしこの問題の協議をさせていただきたい。そしてさらに、釧路支庁長には調停、裁定ということをお願いを申し上げたいと、そのように考えておるわけでありませう。

さらにまた、普通交付税のことではありますが、今ご指摘がございましたとおり案分であります。そういうことで今日交付をされておりますことをご理解をいただきたいと存じます。

議 長

水産課長。

水産課長

塚田議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

現在、床潭漁港の整備が進められておりますけれども、波の来る方向に港口を設けているということで、いつまでたっても漁船が港を使える状態にはならないのではないかとこのことのご指摘でございます。

この漁港の整備に当たりましては構造的な物等、設計等につきましても、以前にもお話をさせていただいておりますけれども地域からの要望、とりわけ地域には床潭漁港海岸保全促進期成会というこういう組織が昭和59年に組織をされまして今日に至っております。これらの期成会の皆様方が地域の漁港の問題、海岸保全の問題等を含めましてですね、我々行政側に要望をいただいているわけでございまして、その要望を受けまして私どもが漁港整備の要望ということで北海道に申し上げまして、それぞれ北海道の技術サイドで事業の効果、さらには設計の根拠等を国の水産庁の方へ整備計画の内容をご説明を申し上げまして、国から整備計画のご承認をいただいております。現在進められております漁港整備計画も平成17年度をめぐり総事業費15億8,000万円ほどを事業費といたしまして、現在進められておるところでございます。

ご案内のとおり、平成14年、今年度の床潭漁港の工事内容につきましても、現在外防波堤25メートル、さらには護岸が40メートル、既存の西防波堤の改修整備が62メートル余りと、事業費といたしまして2億4,000万円ほどを投じまして現在進められているわけでございます。

ご指摘の港口の関係でございますけれども、この外防波堤につきましても過日の北海道の技術サイドでシミュレーションをいたしまして、港口の造波の解消に向けてそのシミュレーションの結果、60メートルの外防波堤の設置が効果的であるという判断もされております。加えて、これから船揚げ場の整備もございますが、それらに係ります護岸、それから防波堤と。この防波堤の延長、さらには防波堤のいわゆる角度、これらにつきましても造波の解析の結果に基づきましてそれぞれ角度等の位置等が決定をされていると。

こういったことで、17年度完成めどに現在進められているところでございますので、安心して使える港がいつできるんだと、こういうご指摘でございますが、私どもも円滑に事業費がついて早急に漁港が整備されるようにですね、鋭意努力をしてみたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長
教委
管理課長

教育委員会管理課長。

床潭小学校の津波時における避難場所についてお答えいたしたいと思います。

子供たちの集団避難ということを考えていたしまして、より近くでより高い場所で、しかも子供たちが容易に上って避難できるということで整備されました平澤宅裏山を指定しているところでございます。

避難のルートにつきましては、ご質問ございましたけれども、やはりより早くということもございまして、この川を渡って避難しなければならないということもございまして、

現在、津波の警報等のそういった警報時の発令も非常に早くなっておりますので、そういった状況を踏まえまして連絡体制等も整備されておりますので、こうしたことを考えてですね、現段階としてはより近くより高い場所ということでこのルートを利用して避難をしていくというふうに現在のところ考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長
2番

2番、塚田議員。

再度、町長に質問いたします。

この町村界について今の釧路の支庁長と話しながら長々した結果は平行線だったと、こういうことでございますけれども、私の先輩である堤さん、それから菅原さん、水口さんが道にこの話で行っておいりましたところ、ちょうど昼飯になったものだから、昼ご飯の時間にちょっとその図面貸してくれと言って、外に持って行って

はだめだと言ったけれども外に行ってコピーにしてとってきたんだそうです。

そのことがあるものだから、私が総務委員長のときに釧路支庁長のところに行って話しましたところが、先ほど申し上げたように、厚岸町さん、このことについては 200町歩ぐらい間違ってしまったという——柳田牧場ですね、200町歩間違ったという現実の中では、それではそのことについて厚岸町さんがこのことの損害を取るんですかと言うから、私は行政区域だけ確認しておくだけで取るのは町長職だと。損害取るのは町長がやることであって、我々議員がやることでないというふうに話してきました。

その後、やはり少なくとも今の話からいきますと、今の町長と澤田町長の話では大分話がずれていると。現実の中では厚岸の行政区域というのはこうだというところは、やはり柳田牧場の 200町歩が間違ったというところは図面でやはりあるそうでございます。その根拠に基づいてやはりやったこととございまして、何かしらそのことに触れないでやったものだから、行政区域もおかしくなって、今の支庁長ではなかなか平行線になったということとでございます。

このことについていつまでもやっているわけにいきませんで、今後そのようなことを参考にしながらですね、ひとつ町長に再度いろいろ支庁に行ったときに、あるいはまた支庁長と当事者厚岸町との間でもっと深めた中で、やはり話をしながら理解していただきたいものだ。相当面積に開きがあるものだから、この行政区域については厚岸町としてもすぐに、行政を行う場合にはやはり町としても非常にやりやすくなるだろうと。

特に昆布についてはね、昔はオシャマップで自由にとったものです。十町瀬の端まで行かなかったけれども、最近はこの七、八年になってからにゆうぎゅうというのが出てきたんだよ。にゆうぎゅうというのは入会ちょうですものね。だから、少なくとも今度は向こうでは、おれらのところだという主張をしてきたんだという経過については、やはり行政区域に問題があったんでないのかということ考えた中では、やはりこの辺も含まれているので、少なくとも町長もそういったようなことを含めた中で考えながら、漁民の立場にもなって、やはり話をしていただきたいと思うわけでございます。

それから、児童・生徒の避難につきましては、最近津波の来たときには雪があったんです。最近雪降らなくなったけれども、大体雪が50センチはあったんだろ

うと思う。これはやはり3月4日だから凍結しちゃった、路面がね。これがなければもっとやはり床潭では大きな被害になったんだろうと思います。雪が50センチぐらいありましたから、これで大分違ったけれどもね、これがなければさらにまた大きな被害もあったんだろうと思います。

そのことを触れた中で、やはり学校の避難については……教育委員会が考えているように、津波というのはそう悠長なものではないよ。私も初めて津波というのはね——今度初めて知ったんですが、大体私たちの聞いている範囲におきましては、津波の来るときには潮が引くんだということでございます。そういったことで聞いておったけれども、十勝沖の津波のときには何も引かないと。含めて、やはり震源地の遠いとき、アメリカから来たときには潮引いたと。震源地の近いときには潮が引かないということだけはこの目ではっきりわかったわけでございます。

そういったようなことを含めながら、やはり検討しながら、学校におととい行って聞いてみたら、やはり神社のところに逃げていくようになっているんだと。しかも、今の高島さんのところに決まっているという話は聞いているけれども、とにかく避難場所をお願いしたいと言えば簡単どころばかり先にやるんだ。だけど、今度言った小松さんと佐藤さんと、それから金田さんのところ見たら、やはり地権者は上田さんや何かであったんだろうと思います。その辺はそう面倒ではなかったんだろうと思いますが、これはやはりちゃんと鉄柱でもって組んで、すぐじいさん、ばあさんでも上がっていけるようになっておりました。私見てきたよ、この目で。それはしっかりできておった。

しかし、そこについて少なくとも行政は住民の生命、財産を守るんだという見地からいきますと、一体生命守るといのはどうなるんだと。財産を守るのはどうなるんだ。生命については今言う避難場所もしっかりしたから、これはすぐ関係なくやれるわけでございますけれども、財産については持って帰るわけにいかない。

だから私は言う。このままだったら、津波起きたら漁港によって住家が相当やはり被害があるよ、これ。しかも、この漁港は口があいて真ん中でとめてあるんだから。下から入ってきたやつはみんなここへ来て、逆に家の方に上がっちゃうんだ。特にこの辺の浜は面積の奥行きで狭いところでございます。すぐ上がってくる。だから奥行きで狭いところだから、今後はあそこでとめてあるから。遠藤さんのあたりでとめて、この漁港はあと東側あけてあるんだから、グーと行ったら今度は真つ

すぐ行かないで、その上に上がってくるよ。そのことも考えてやっているのかと。

そのためには、少なくとも漁港の修築については配慮しながら、今言う船揚げ場とか何とか立派なこと言っているけれども、現実においてはそのことがわからないのでないのかと。とにかく波の入ってくるの止めなかったら、入ってきた波は漁港の中に上がっていくんだよ、家の上に。今までと違うんだ。あなた方仕事やるうちに、こうなったらどうなんだということを考えながらやっているのか。その辺だ、私は。

ただ、北村さんの書類見ると、少なくとも避難するのに自分のことは自分で守るんだと、こう書いてある。これはこれでいいよ、理屈に合うんだから。だけれどそんなものではないよ。少し温かい身の入ったような仕事をしなければ。それが、今言う入り口があいているんだ、この漁港は。

私は何回も同じようなこと言うというけれども、実際問題使えないんだよ、いまでもって。今40億円も60億円もかかるようになってきているけれども、使えないんだ。どうして使えないかわかっているか。波が入ってくるから使えないんだよ。昆布をとるのにだけだ、あけてあるのは。あと沖の方に出たってね、沖の方からつくようになってきているんだ、計画では。何かすれば地元だ地元だって。地元で津波とか何とか波の来る方向をよくわかっている人はいるのか、いったい。

私はこの間21号台風のとき上に上がって見たよ。あなた方も波見たことあるか、そこで。どこからどういうふうには波来ているんだかというのを見たことあるか、この間の21号台風のときも。波の来る方向がわからなかったらとめることわからないんでしょう、これ。だから私は声を大きく言うんだ、私は。今最近、漁業者の人もやはり昆布だけじゃ食べられなくなったから、少なくともサンマ来たらサンマやらなければ。一生懸命張り込んでやっている。だから、やはり漁港はひとつの船着き場に利用するということになれば、相当これからの漁業の形態も違ってくるんだ、これ。だから、責任のある答弁をしてもらいたいと思いますよ。

それから、子供たちの避難については神社のところという話でありますけれども、神社のところに行くにはやはり少なくとも200メートルぐらいあるんじゃないですか。私は、幼稚園とそれから生活館をつくるときに、実は平沢さんは売らないと言った、あそこは。だから、小笠原さんの住宅建っている奥の方と中村利作さんのところと2つをやると、そうすればあそこに漁村センターと保育所をつくれれば大体い

いんだと、山の縁だからということであつたけれども、やはり中村さんは売らないと言ったものだからそれは取りやめになつたけれども。実際、子供たちはどうするんだということを考えた中でやはり私も協力しなければならんと思つたけれども。

少なくとも、校長さんが言うのは神社のところになっているんだと。口で言うのは簡単だよ。しかし現実に来たらどうするんだと。しかも津波というのは早いよ。あなた方考えているようなものでない。ただ強いて言えば、情報が早くなつたということだけ言える。しかし、その情報もどういうふうにしてどうなって、迅速に皆さんに周知徹底されるようになるのか、それはわからない。しかし早いよ、津波というのは。来たときにならなければあなた方わからないだろう。我々実際問題、そこで被害に遭つたんだから。3日おりました、神社のところの山に。

やはり、少なくとも真剣をもってね、温かい行政でなければならない。ただ、口でばかりぺらぺら言つたんだって実は上がらないよ。だから、そのことについて再度お答えしていただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 再々質問にお答えをさせていただきます。

厚岸町と釧路町の境界問題であります、今ご指摘ありましたとおり長年の議員生活の中での経過をよくご承知の塚田議員であります。私もこの問題起きましてからいろいろと勉強させていただいておりますが、大変難しい問題であるということのみずから感じておるわけであります。

先ほどお話いたしましたとおり、両町の主張が平行線をたどっている問題でございます。しかしながら、私といたしましては厚岸町長として、今までの経過を十分に踏まえ、解決に向けて取り組んでまいりたいと、かように考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

議 長 教育委員会管理課長。

教 委 再度のご質問にお答えいたします。

管理課長

ご案内のように観測体制が非常に早くよくなりまして、警報発令も早くなつております。したがいまして、事前の避難ということも早い段階でわかりまして、学校が対応できるというような状況になっております。

ただ、災害はいつどのような形で発生するかわかりませんので、子供たちの安全避難を常に念頭に入れながら、学校とも十分協議をしながらですね、こうした避難

体制について万全を期してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長 水産課長。

水産課長 再度のご質問にお答えをいたしたいと存じます。

現在の漁港をつくるに当たりまして、昆布漁船だけを対象にした港をつくっているのではないのかというご指摘でございますが、私どもは昆布漁船だけを対象にした漁港整備の計画を、地元の要望を受けて整備の計画を実施しているわけでございますので、ご質問者が申し上げていましたように、近年のサンマ流し網漁業等の漁船もふえておりますし、それぞれの船も現在の床潭の漁港を有効に活用されまして漁を営んでおるといふふうに私どもも思っております。

台風21号のとき港を見にきたかと、こういう再度の強いご指摘でございますが、当時私朝早く床潭漁港に出向きまして見ました。時間帯でいきますとちょうど干潮期でございましたので、そう波が大きく来ていないなということで、実際に浜の方にもおりまして、緩傾斜護岸の背後の掘削の状況が生じていないか等見まして、さらにまた筑紫恋の方にも回って見たところでございます。

議員さんがおっしゃるように、担当者はわからないのではないかとご指摘でございますが、私どもは要望を受けた内容を計画にして、それを北海道、さらには水産庁ということで、設計、技術的なことも全部クリアをさせていただきまして、その中で港づくりを進めているわけでございます。まだ、意が足りない部分があるのかもしれませんが、温かい気持ち、積極的に漁港整備が進むようにですね、鋭意私たちが努力をいたしております。

ですから、塚田議員さんがご指摘のように港口を波の来る方にあけてと、こういう再度のご指摘でございますけれども、以前にも津波等のお話もありまして、その際もじゃ防潮堤をつくったらどうなのかというご質問にも、皆さんそれぞれ干場を持って漁業を営んでおりますのでそういったこともできないわけございまして、現状の進められている整備計画の中で早急にその形ができるように関係機関に働きかけ、鋭意努力をしていきたいというふうに考えてますので、どうかご理解を賜りたいと、このように思います。

議長 以上で、塚田議員の一般質問を終わります。

次に、14番、安達議員の一般質問を行います。

14番、安達議員。

あらかじめ通告しておりました2件につきましてお尋ねさせていただきたいと存じます。

まず1点目なんですけれども、町村合併についてでございます。

国は今厳しい財政状況の中で半ば強制的に市町村合併を推し進めようとしております。小泉首相の諮問機関であります地方制度調査会は小規模町村の権限縮小、すなわち小規模自治体の行政事務を限定しようとしております。自民党の地方自治プロジェクトチームも小規模自治体を人口1万人未満とする案をまとめましたが、道内の自治体の80%がこれに当てはまると言われております。この諮問されたたたき台が強制的に実施されるならば、明治以来秩序が確立されてきた地方自治体制に大混乱をもたらすのは火を見るよりも明らかであります。

国が行おうとしているこのたびの合併の主たる目的は、経済の合理性、財政の効率化を最優先としており、その地域の歴史的または社会性等の要因が無視され、特に北海道の場合、広大な行政区域にあってはただ人口だけによるバロメーターで規模を決めるには余りにも地域の実情を考慮しない無謀なやり方としか思えないわけであります。

合併することによって住民のサービスがどうなるのか、利便性がどうなるのか、住民の声が行政にきめ細かに反映されるのかなどなど、必要不可欠な公共サービスを提供する自治体の役割である本旨に大きくかけ離れたものになりかねないわけであります。

以上のことから、町村合併は当町にとって将来のまちづくりについて基本的に多大な課題が占められており、主権者である町民皆さんにこの問題を大いに議論をしていただくための環境づくりを早急に行う必要があると思っておりますが、町長のお考えを伺いたいと思っております。

次に、町民の健康管理についてでございます。

現状における国民健康保険事業会計に対する町からの繰出金は年々増加していることは私も理解しております。今月号の広報あつけしでも特集記事で「厚岸型の健康保養施設を考える」が掲載されておりますが、私は今厚岸町の財政が逼迫し、この二、三年で起債償還のピークを迎え、非常に厳しい状況にある中で、町民の健康を守るために行政としてどのようなことが可能なのかは常に考えさせられる問題で

あります。

そこでお尋ねしたいことは、新規事業として健康保養施設の建設についてであります。

本当に住民の健康の維持管理を必要最小限の経費で進めるためにはどのようにあるべきか。これまで職員の中で湯楽プラン研究会なるものが開催され、さまざま角度から検討されたようではありますが、この中で参考に示された施設については建設費用が約9億円、年間の維持管理費が7,000万円となっているようであります。建設費のすべてが起債で賄われることはないにしても、例えば五、六億円を起債で行った場合、20年間の償還で考えたとき元利だけで年間2,500万円から3,000万円になるわけです。施設の維持管理費を含めると相当な額の財源が毎年必要となります。

しかし、町民の健康管理にかかわることですから不必要とは私は思いませんが、財政の非常事態といって法の解釈を曲げてまで人件費の削減をし、またさまざまな見直しを検討している厚岸にとって、その整合性から見ても理解できないわけであります。町長の見解をお伺いいたします。

次に2点目になりますが、町民の健康管理を行う上で重要なことは病気の早期発見、早期治療が最も重要であります。町にとっては国保事業への財政負担を考えたとき、国保加入者の医療費が上昇しているのは国の医療費制度の改正も多分に影響していると思いますが、町民の多くは特に厳しい社会情勢の中で病院にかかるのを我慢したり、少々ぐあいが悪くても無理をして仕事を続けており、その結果として、早い段階で治療を受けていれば回復も早いのが、悪化してから我慢し切れず治療を受けることにより長期入院、長期治療につながり、結果的には医療費の増額にもつながってくるものと思うわけであります。

そこで、病気の早期発見、早期治療により現在総合検診の制度のない国保加入者の人間ドック、すなわち総合検診でございますけれども、そのような検診制度の実施をできないかお尋ねしたいと思います。

また、この総合検診に受診者一人につきどのぐらい費用がかかるのかも合わせてお伺いいたしまして、第1回目の質問にかえさせていただきます。

よろしくお伺いいたします。

議 長 町長。

町 長 14番、安達議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、市町村合併について、厳しい財政状況の中で国は一層強制的に合併を押し進めようとしているが、我が町において町長の考え方をお伺いしたいというお尋ねでございますが、市町村合併についてはさきの9月議会を初め、幾度か議会の中でも答弁をさせていただいておりますが、合併しようとする町民の総意が何よりも優先されますし、主権者である町民の意志が大切であります。

合併を単なる地方財政危機の緊急避難的な政策としてとらえるのではなく、あくまでもそこに住む住民にとってこれからの時代を見据えたまちづくりの上に行政サービス機構がいかにあるべきかという視点に立っております。そのためには、行政が公正かつ的確な判断材料を町民に提供した中で判断をしていただき、結論を出していくべきものと考えます。

次に、合併するか否かはまちづくりの将来を決める大きな課題であり、主権者である町民がもっと関心を持って取り組む環境づくりをする必要があるのではないかとありますが、合併についての情報提供ということでは広報あつけし及びまちづくり懇談会の中で行ってまいりましたが、町民の関心についてはいま一つであると受けとめております。しかしながら、地方制度調査会や地方自治に関する検討プロジェクトチームの中間報告などの情報が一部報道されるなど、私としても大変注視をしているところであります。

まちづくりの課題は合併による財政支援措置があるかないかという次元の問題ではなく、複雑かつデリケートで高度な政治的判断が求められてまいりますが、合併特例法の期限であります平成17年3月を意識しながら、町民と一緒に合併を行った場合と合併を行わなかった場合のどちらが将来のまちづくりにとって有効なのか、町民が選択できる情報の提供が必要であると考えています。

次に、4町の事務担当者による合併等問題研究会のその後の推移についてであります。4町の事務担当者による合併等問題研究会は9月段階の担当課長による検討会議及び準備会議を経て、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町合併等問題研究会として10月1日に設置をし、毎月1回の研究会を各町持ち回りで開催しております。

この合併等問題研究会では、4町の町の現状、課題、将来展望を研究テーマに、各町の目指すべき姿、人口の推計、財政推計、合併の効果及び懸念されることなど、大きく3つの分野に分けて報告書の作成を行おうとしております。

この報告書については、平成15年5月をめどにまとめるべく精力的に取り組んで

いるところであり、平成15年度にはこれら4町で作成した報告書を踏まえて、町民の皆さんに情報提供を行いたいと考えております。

2点目の町民の健康管理についてであります。

まず、私の公約であります保健保養施設の問題であります。庁内に研究会をつくり今鋭意検討をさせておりますが、どのような施設がいいのかはまだ不透明であります。しかしながら、いずれにいたしましても町民の健康というのは第一の行政課題として考えておる施策であります。そういう意味においては、今後とも財政等を踏まえて、十分に町民の理解を得られる施設として実行させていただきたいと考えておるわけであります。

さらにはまた、国民健康保険加入者に対して人間ドックによる検診制度を実施してはどうかという質問でございますが、ご承知のように医療費を取り巻く状況は毎年増嵩しているわけでありまして、医療費抑制や患者負担のあり方が社会問題となって、診療の仕組みや薬剤投与の仕組みの見直しなど、医療費抑制に向けていろいろな試みがなされているわけであります。

保険制度は表面的には疾病にかかったときの費用負担を軽減するための相互扶助制度であります。医療費抑制のために早期発見、早期治療として取り組まれている各種検診、さらには個人の生活目標としての、人生健康であり続けるためにという健康づくりそのものが今日必然的に求められてきているわけでございます。

当町におきましては、保健事業として各種がん検診等の受診促進のほか、健康づくりの指導や相談事業を進めてきておりますが、ご提言をいただいております国民健康保険加入者の人間ドック、いわゆる総合検診は実施はしておりません。今日、「みんなすこやか厚岸21」の策定により健康づくりの展開を推進している中で、ご提言をいただきました国民健康保険加入者の総合検診の導入について、既存検診との関連の整理や財源となります国保財政基盤の安定化の視点も含め、その検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長

14番、安達議員。

1 4 番

まず、町村合併でございますけれども、国は先ほど町長が言われたとおり2005年、平成17年3月末日をもって一つの期限として合併特例法の優遇措置を振りかざしてですね、それを盾に強制的に合併を促しているわけでございますけれども、国はそ

うは言いながらまだ基本方針だとか基準が定められていないのが現状でございます。中間報告というような形でしか今はないんですけれども、地方制度調査会等の案ですと、まだ本当に各地域といいますか、自治体が国のはっきりした方針が決まっていないう上なかなか難しいんでしょうけれども、ただひどく矛盾がありまして、そういうまだきちんとした形のない時期に、その中で優遇措置の期限があと残されたところ3年ぐらいでしょうかね——平成17年3月ということですから、そういう何か国としては、本当に我々自治体の一人としては本当に矛盾した気持ちでいっぱいなわけです。

先ほど町長が言われた、当町を含めまして浜中、標茶、弟子屈の4町でもって合併等に関する研究会も発足してですね、まちづくりの共通した基本構想や基本戦略をまとめるための話し合いが持たれているということが、先月11月24日の新聞報道等によりますと来年5月めどに報告書をまとめるということでございますけれども、我々議会は住民がその報告書をもとに検討、議論をしていくわけですけれども、その判断材料に十分なるものと期待しているわけでございます。

しかしながらですね、特に重要なことは地域住民に対して、報告書をどんな方法で住民との話し合いを行っていくのか、厚岸町として、議会は地域住民の意見をいつまでにまとめるお考えなのかですね。

また、参考にちょっとお聞きしたいんですけれども、仮に合併した場合と合併しない場合の両面で見えた場合、交付税がどのような推移になるのか、今の段階でもし説明できればその範囲でお示しいただければ大変ありがたいわけでございます。

合併については本当に行政も今の町長の答弁ぐらいしかないと思うんですけれども、合併するか否かということよりもですね、これはいずれにしても合併させるのが国の目的だと思うんです。このことについては、本当に町民、それから我々議会、真剣に討議していかなきゃならないなど、そういうことでございます。今申しました報告書をもとにですね、どういう形で住民とやるのか、いつまでにやるのか、そういうことをひとつお答えいただければと思います。

それから、町民の健康管理についてでございますけれども、町長がおっしゃる健康施設ですね。これは体力づくり、それからまた健康増進ということだろうと思います。私の申しているのはそういうこととちょっと異なりましてですね、健康管理という面でお聞きしているわけございまして、健康増進と健康管理はちょっとこ

これは中身が違うだろうと思います。

質問の中ですね、一人当たりのドックの使用料どのぐらいかかるかということについてはお答えなかったんですけども、私がちょっと調べた数字では1人約4万円——3万9,000円ぐらいと言ってましたけれども、約4万円ぐらいの費用がかかると。例えば4万円だとした場合ですね、4,000万円あると1,000人のドックというか総合検診が可能という単純計算になるわけです。

ドックが実施されると、受診された国保加入者の町民の皆さんは健康管理が十分わかりまして、異常が見つければ早期治療し、結果として完治も早く、総合的な医療費の減額に必ず結びつくものと同時に、国保加入者の健康管理が行き届き、町民の健康増進と安心して生活ができる厚岸町に変わっていくというふうに思うわけでございます。その点ではどのように考えられておられるか、お聞きしたいと思う。

さらには、この点でドックの受診者を受け入れる町立病院側の受け入れ態勢として、毎年受診者の減少等で経営的にも相当厳しく、一般会計からの繰り入れも限界に達しているわけでございます。こうした短期人間ドックの受け入れ態勢についてどのようになっているのか。また、最近1年間の間でどのぐらいの人が受診されているのかお聞きしたいと思います。

さらには、私が考えるのは、経営資金として一般会計からの繰り入れとして単に財源を持ち出すだけでなくですね、こうして年間例えば1,000人の検診を実施するためには、1日平均5人とした場合200日でこれが対応できるわけですけども、こうしたことで新たに4,000万円が病院側としては収入が見込まれることになるわけです。町立病院は今後の経営計画としてですね、積極的にこういうことを受け入れる姿勢があるのかどうかですね、これもちょっとお聞きしたいと思ひまして、2回目の質問にかえさせていただきます。

議 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

合併の関係で私の方からご答弁申し上げたいというふうに思います。

今4町におきまして合併等問題研究会を10月1日から立ち上げたという中で、来年の5月まで毎月課題を持ちまして報告書の作成に当たっているわけでありまして。

いずれにいたしましても、この中身、町長からもお話を申し上げましたけれども、財政推計のシミュレーションが基本的なスタンスになろうかというふうに思いますし、それに伴う合併のメリット・デメリットも含めて明示をすべき取り組みをして

いる。さらに、各町村におかれるいろいろな環境関係がございますので、そのようなことを報告書としてまとめ上げるという作業を誠意進めているわけでございます。

そういう中で、報告書ができないとこれらの取り組みを含めてはつきり申し上げるわけにいかないわけでございますけれども、いずれにいたしましてもこれらの報告書を議会各位、また町民含め、当然職員もそうなんでもございますけれども、そういう中でそれらのことを研究しながら、それらの情報提供をしてまいりたいというふうに考えている最中でありませう。

また、厚岸と浜中の中の合併の数字の中で、実は今年の夏からかけて財政シミュレーション等を出してございますけれども、これが4町の状況の中でのシミュレーションに変わります。当時出した数字には、合併すると3億800万円がプラスになりますよというふうな懇談会の中では数値を示したこともあろうかと思ひますけれども、いずれにしても交付税含めて――交付税だけの物事の判断にはならないわけでございます、これについては補助金と税源の移譲と三位一体の実は財政のシミュレーション計画になろうかなというふうに思ひますので、それを含めてその段階にですな――5月段階になろうかと思ひますけれども、その段階で明確になったものをお出ししながら判断を仰いでいただきたいと思ひますし、それらの内容について明確な資料を出していきたいなというふうに思ひております。

議 長 町民課長。

町民課長 私の方から、国民健康保険事業者の立場の部分につきましてご答弁をさせていただきます。

質問者おっしゃられるとおり、もはや健康保険事業そのものは医療費をお互いに負担をし合うという制度から、早期発見、早期治療という問題、そして今日的には早い時期に健康を保つという生活サイクルをつくっていかうという事業内容にまで拡大をしてきているわけでありまして、そういう意味では国民健康保険会計に対する一般会計からの繰り入れのご心配もいただきましたが、医療費がふえ続ける中でただ一般会計から繰り入れをどんどんいただくということもどうなのかという視点で、実は保険事業を進めているわけでありませう。

そんな中で、現在国民健康保険といたしまして検診の事業自体は保健福祉課の方で進めていただいているわけでありませうが、各種がん検診、年間13年度実績で言ひますと1,500名を超える方々が受診をされております。こういった事業も事業費べ

ースで約 650万円の予算を持ちまして進めております。受診される人数につきまして十分かどうかという部分につきましてははまだまだというふうには受けとめておりますが、そういう意味でご提言をいただいております人間ドック、総合検診制度についてぜひ保険事業としても大きな課題として検討していく必要があるだろうというふうに受けとめております。

ちなみに、40歳以上65歳程度のここに絞り込んで重点を置いてやろうという場合に、現在国民健康保険加入者の人数としましては 2,000人程度いらっしゃいます。質問者がおっしゃられていました年間 1,000人程度というお話でいきますと、全員受けていただくと2年間にまたがってという図式になってくるんだらうというふうに思います。この方々を重点的に総合検診制度と、それから既存のいわゆる保健福祉課で推進しております町民全体に向けての検診、あるいは検診結果の指導体制、こういった問題も含めてですね、国民健康保険の加入者対策としてどういう戦略を持って進めていくんだらうという全体像も見直しをしながらですね、ご提言をいただいている総合検診制度について検討していきたいというふうに思っているところでございます。

議 長
病 院
事 務
長

病院事務長。

人間ドックにかかわる病院の受け入れ態勢ということのご質問でございますけれども、病院の使命といたしましても——役割でございますか、健康づくりも大きな役割の一つでございます。そういう中で、今ご質問者のとおり、今後国保関係者の検診の対象に対して受け入れをどうなのかというご質問であろうかと思っておりますけれども、当然私の方でも今財政的な問題を含めまして、やはり公衆衛生活動も拡大をしていかなければならないなど、こういう計画策定もしている段階でございます。

そういう中で、当然人間ドックもその一つの項目になっておるわけでございまして、今おっしゃったように今後制度がされた場合どれだけドックを受ける方がというのは、まだ数字はつかめないわけでございますけれども、極力ですね、やはり当病院としても受け入れ態勢の充実を図りまして対応はしていきたいなど、こう思っております。

今質問者が言ったように、大体今病院の方では1人4万円程度の内容の検診を実施しておりますけれども、やはり 200人とすればそれなりの相当な額の収入も上がるわけでございますから、その辺も受け入れには十分、今後とも担当の方も協議を

しながら進めてまいりたいと、こう考えております。

議 長
1 4 番

14番。

まず、合併についてでございますけれども、今4町で行われている研究会ですか、我々議会としてもこの資料が唯一の頼みと言いますか、それがまとまらないとなかなか本格的な議論も難しいのかなと、そのように思っているわけでございます。

しかしですね、平成17年の3月末日ですね、これが今一つの優遇措置を受けようとするんですね。いずれにしても、仮に研究会の出した報告書によって議論していくわけなんですけれども、もし結果として合併しようとした場合、これが17年3月から外れてしまたっということではですね。どっちみちもしそういう結果になるとすれば、やはり優遇措置の有効期限でこれを受けていくのが得策だろうと思うわけですね。

しかしながら、期限からいうと日にちがないんですよ。例えば、17年3月としますと、報告書がまとまるのが15年5月ですから。そうして、法定合併協議会の検討に対しての必要時間というのが約22カ月かかると言われているわけですね。そうすると逆算するとですね、もう12月——今月終わりですから、いいところ4カ月か5カ月と、優遇措置に間に合わせようとするればそれしか時間がないと。これだけ大事な大きな問題ですから、やはりもっとですね、少なくとも1年ぐらいは住民と十分な話し合いをした中での結論を出すべきだろうと思うんですけれども。ちょっとそれからいうと時間が足りないということだろうと思うんです。これは4町でやっていることですから早くならんのかと言ったってこれはもう無理かもしれないんですけれども。

いずれにしても、こういう大事なことについては早急に地域住民にいろいろな情報をどんどんおろしてですね、報告書を待たずにやはり今から議論をしていくと。今ある情報をまずもとにしてですね。そして、その後そのうち報告書も出る、具体的な部分が出るわけですから、それをまたその時点で加味していけばいいわけですから、早急にやはりこれはやらないと大きな汚点を残す結果にもつながるんじゃないのかなという心配もするわけでございます。その辺で再度お答えいただきたいと思っております。

次に、町民の健康管理についてでございますけれども、これからも十分に検討していくということでございます。根本からですね、今成人病検査は我々地域住民も

やっていますけれども、根本的に成人病検査と総合検診と診療科目からも全然違うわけですね、これ。話よく聞きますと、成人病検査で我々レントゲンを撮ってもらっていますけれども、例えば胸のレントゲン、それから胃なんかのバリウム飲んでのレントゲン。ああいう話を聞いても、やはりMRIと言うんですか、ああいう本格的な器械で投影するのと、こういう保健所のバスで来て写真撮るんですけども、やはり写真の内容が全然違うらしいんですね。やはりああいう小さい写真で見るとなかなか見落としも結構ある、十分検診できないんだという話も聞いております。例えば、フィルムにちょっと傷ついたり何かちょっとあれると、全部これはもう再検診と、そういうふうな形でやっているようなんですけれども。

町民の本当のそういう健康管理を行うのであれば、やはり共済制度の加盟者、それから社会保険あたりの加入者は実際もう行っているわけですから、国保の加入者だけが恩典をこうむっていないという形でありますので、町民みんなが健康で明るく過ごすために、やはりこれはぜひ行うべきじゃないのかなと、そのように考えますので、再度お答えいただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 答弁をさせていただきます。

私の合併に関する基本方針は第1回目の質問の中で答弁をいたしましたとおりであります。合併法の期限にはこだわらない、双方の合意が必要になる、町民の意志が重要であるということで答弁をさせていただいておりますし、私が町長になりましてからそのような方針を打ちながら今日まで合併問題に取り組んでおるわけでありませう。

しかしながら、ご指摘がございましたとおり合併する否かはまちづくりの将来を見きわめる極めて重要な課題でございます。そういう意味において、特例法を意識した状況を加味した検討も、これは当然必要なことではないか、かようにも私は考えるわけであります。

少子・高齢化で人口は減少の一途をたどる今日を迎えております。また、財政も議論がございましたとおり、一層厳しくなることが予想されておるわけであります。近未来の厚岸町とする自治体の将来像を、合併も選択肢の一つとしながら検討することも必要でなかろうかと、そのようにも考えるわけでございまして、私といたしましては、やはり町民に合併という問題に対しての情報提供をするということが大

事なことでもございます。今までは広報あつけし、さらにはまた、まちづくり懇談会等においても合併問題を情報提供してまいりましたけれども、さらにこれからやはり庁内に研究会を設置し、合併に関する職員間の共通認識を深めることも大事でなかろうかと、そのようにも考えております。今安達議員からのご質問についてのことを十分踏まえながら、今後合併問題に取り組んでまいりたい、そういうふうに考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

さらにはまた、健康管理の件でございます。

大変意義あるご質問を私はいただいたと思っております。財政厳しい中ではありますが、答弁いたしましたとおり、やはり町民の健康が第一であります。健康であれば医療費も減少するわけでございます。そういう意味においては、今ご提言ございましたことについては十分に検討させていただきたい。かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長 昼食のため、休憩いたします。再開は1時といたします。休憩時刻12時03分

議長 本会議を再開いたします。再開時刻13時00分

午前に引き続き一般質問を続けます。

5番、岩谷議員の一般質問を行います。

5番、岩谷議員。

5番 私は今定例会に、さきに通告した2点について一般質問を行いたいと思います。

まず1点目として、平成15年度の予算編成の基本方針について。

大変厳しい財政状況の中、大変と思われませんが新年度平成15年度一般会計の予算規模はどのぐらいを予定しておるのかお伺いしたいと思います。

2つ目として町税、交付税等、財源確保の見通しは前年と対比してどのようになるのか。また、起債の増減についてどうなるのかお伺いいたします。

3つ目として、総合計画の実施、3カ年計画に町長の公約を取り入れる事業があるのかお伺いしたいと思います。

2点目として、港町地区の高潮による冠水対策についてです。

1つ目として、11月9日の異常高潮による港町地区の冠水状態と町道、道道の車両通行に対して、町のとった対応内容についてお伺いしたいと思います。

2つ目として、その冠水の原因並びに今後の防止対策についての方針を明らかに

していただきたいと思います。

議 長
町 長

以上をもって第1回目の質問といたします。

町長。

5番、岩谷議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、新年度平成15年度一般会計予算規模はどのぐらい予定しているのかとお尋ねでございますが、平成15年度の予算編成については11月18日付、訓第3号により編成方針を定め、関係各所に通知をし、作業を進めているところであります。

地方公共団体の取り巻く環境は、新年度においても国が昨年策定した経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針の延長上にあり、さらに地方交付税が担う財政保障機能の見直しを初めとする保護救済型から自立支援型の転換が行われており、人口規模の小さい自治体で地方財政に携わる私どもにとって、これらの状況を深刻に受けとめているところであります。

ご質問の一般会計の予算規模については、今月末ごろに示される政府の予算原案の動向や地方財政計画の内容を参酌しなければ具体的に明らかにできませんが、平成14年度当初予算に比較して一般財源のベースで財源不足を生じること、国における国庫補助及び地方単独事業の縮減が図られる状況から、現段階では前年度を下回る規模になるのではないかと予想をしております。

次に、町民税、交付税等、財源確保の見通しは前年と対比してどのようになるのか、また起債の増減はどうなるのかとのことではありますが、当町における最大の自主財源である町税については従来まで比較的安定した収入額の確保ができたところでもあります。しかしながら、平成15年度の状況を考えるとき、国の税制改正による多くの不確定要素はありますが、現状の判断では昆布価格の低迷と給与所得者の年間所得の減少による個人町民税の減少、景気低迷による法人分の減少、評価替えによる固定資産税と都市計画税の減少により、今年度当初予算ベースから相当に下回ると予想しております。

また、地方交付税については、平成14年度と比較して全国ベース4.8%減となっておりますが、さらに当町は寒冷補正と産炭地補正が5年間にわたり減額措置されるほか、財源保障機能の見直しによる配分調整が行われることから、今年度と同様な減額規模を予想せざるを得ない状況であります。加えて、地方交付税の原資の不足分は地方自治体による地方債の発行により財源不足を補う措置がとられております

が、地域事情による地方交付税の減額は財源の補填がなされないことになっております。

現在把握しているところで、平成15年度における臨時財政対策債の発行は今年度に比較して33%、1億4,000万円の増になると考えております。

なお、起債総体の発行については財政運営基本方針でも考え方を明らかにしておりますが、財源不足として新たに追加される臨時財政対策債も含めて平成15年度の元金償還額を超えない額とすることにより、起債の未償還残高を減少させて、将来の財政負担の軽減化を進め、財政の健全化を図ってまいります。

次に、平成15年からの3カ年実施計画に私の公約を取り入れるのかとのお尋ねであります。厚岸町総合計画に基づく平成15年度から3カ年の実施計画につきましては、各課からの要望のあった事業について総合計画との整合性及び事業効果を慎重に見きわめるとともに、ごく限られた財源の中でどの事業を優先させるべきかについて調整を行っているところであります。

私の公約につきましても同じ土俵の上に乗せ、町民が厚岸の将来に希望が持てる計画になるよう、慎重に実現の可能性を探っているところでございます。

次に、港町地区の高潮による冠水対策についてであります。潮位表による大潮時期である11月8日から同10日にかけて、港町地区、特に主要道道別海厚岸線の厚岸大橋付近から厚岸郵便局の間約500メートルにわたり冠水したものであります。道路管理者である釧路土木現業所は管理委託業者に指示し、8日は道路パトロールを指示し、同9日については3人体制で町道への迂回、また徐行指導を行っております。

厚岸町においては、8日、9日についても特にこれほど水位が上がるのが想定できなかったことと、地域住民からの苦情がありませんでしたので、何ら対応は行わなかったのが実情であります。

まず冠水原因であります。この大潮時期に低気圧が近づき南西側からの風が吹き寄せる条件が重なると、満潮時に冠水する傾向が見られます。この11月8日から10日にかけても、北海道付近に低気圧が近づいております。潮位表の計算では、厚岸港の9日の満潮時間は16時26分で潮位の高さは140センチメートルでしたが、厚岸港の真竜岸壁に設置されている検潮器の値は17時で176センチメートルの値を記録しており、実際の潮位は36センチメートル程度潮位表より高かったことになりま

す。

次に考えられるのは、地盤沈下と地球温暖化による海水面の上昇です。厚岸大橋が完成した昭和47年から昭和60年ごろにかけては年に一、二回程度冠水していたものが、最近の釧路土木現業所厚岸出張所の調査では年10回程度が確認されております。特に、主要道道別海厚岸線では、真竜側の厚岸大橋を下ったパチンコ店ベイブリッジ付近から厚岸郵便局にかけての約 500メートルがひどい状況であります。状況は道路の排水のために設置されている排水管が海水面の上昇により満水になると通水口として設置してある道路舗装面に設置されている雨水弁に逆流し、路面にあふれ出ている状況であります。

次に、対策についてであります。根本的に解決するには30センチメートル程度道路をかさ上げすれば路面の冠水はなくなると考えられます。しかし、道路だけをかさ上げた場合宅地側が道路より低くなり、今度は宅地側の雨水が排除されなくなります。したがって、道路のかさ上げと宅地面のかさ上げを同時に行う必要がありますが、港町地区の住宅地のかさ上げは個人住宅の改築等住民負担の問題もあり不可能と思われます。

このことから、対策として満潮時には海水が排水管に逆流しない方法と、さらには満水になって逆流しそうな場合に排除する方法が考えられます。

12月4日から6日にかけての大潮の際、釧路土木現業所厚岸出張所では11月26日に厚岸町、厚岸警察署との三者により打ち合わせ会議を持ち、当面の迂回及び通行どめの対応を既に広報あつけしの配布にあわせ全戸配布し周知したところでありますが、冠水対策として試験的に排水管に仕切り板を設置し、排水管に海水が逆流しないような措置をし、その仕切り板内に入ってくる水をポンプアップにより海側に放流する方法をとりましたが、その結果路面の冠水は見られませんでした。このことは厚岸町の冠水についても参考になると思います。

現在、町道港町中通りの排水管については歩道に設置されていた排水管が老朽化により閉塞されておりましたので、大雨時等の雨水排水対策として車道中央部に排水管を新たに設置いたしました。やはり高潮時には町道港町三条通りのさくらハイヤー付近に設置したマンホールから湖内からの逆流により路面にあふれ出ております。

今後、この排水管に何らかの逆流装置を設置できないか現在検討中ですので、い

ましてばらく猶予願います。また、高潮による逆流防止はこの方法で解決できると思いますが、この高潮時に低気圧が近づき大雨になった場合、逆流防止装置が住宅側の排水を遮断することになりますので、逆流防止装置の外側に排水ポンプ等により出す必要がありますので、緊急時にはこれらの対応ができるように取り進めたいと考えておりますのでご理解を願います。

以上でございます。

5番、岩谷議員。

ただいまの一般会計の予算等について、一応国の地方財政計画の後でなければ示せない。ですけれどもね、一応今定例会においてそれらのある程度のものは出てこなければ、3月定例会じゃもう既に予算されているわけなんです。それで、一応そういう予算を組むときには大体去年ベースで仮にいたとしましても大体その予想はつくけれども、ただここで私が思うのは、ただ一般会計に対して町債、そして償還分がどのぐらい見越しているかという、そういうものを一応聞きたかったわけなんです。一応それらについても大体そういう計画があればお知らせ願いたいと思います。ありませんか。もし計画等があったら、ちょっとお教えいただきたいと思います。

それから、2番目の町税ですか。町税については当然やはり、先ほどいろいろ原因——要するに昆布の値下がり、あるいは個人税等、あるいは景気低迷とやらといういろいろな条件が重なって、当然町税の減額というものになっていくと思うんですけども、大体どのぐらい15年度における減額がなされるか。それらのおよその数字でよろしいですので、それらについて一応お教えいただきたいと思います。

それから、もしその減額についてその影響ですか。それをどういうふうな措置でもって対策をとっているのか。それらがもしありましたら、これらについてもお教えいただきたいと思います。

それから、交付税ですね。当然、この交付税については町税が下がった場合に、恐らく交付税はそんなに減額じゃなくしてそれ以上になると思うんですけどもね。そういう、例えば町税が下がったら交付税がぐっと下がるということではなくして、恐らく町税に対する措置というよりそれに対する影響度の場合は、幾らか交付税は上がると思うんです。例えば町税に対してどのぐらいのパーセンテージでもって見られているのか、そこら辺についてお教えいただきたいと思います。

議 長
5 番

それから、最終的な起債の増減ですか。これらは先ほど一般会計の中でもちらつと私話したんですけれども、一応これらについての見通しもね。当然やはり起債を少なく、そして償還を多くというものの行き方の中で、大体の予想でよろしいのでどのぐらいを見越しているのか。もしそこら辺がわかるのであればお教えいただきたいと思います。

次に、総合計画の実施ですね。これは町長の公約に対するひとつの質問なんですけれども、一応今年度タラソセラピーですか、これらが実際に14年度で調査費がつきまして、現地調査視察ということで何人か募って行ったということで広報に出てあったわけなんですけれども。一応町長の考え方としては、16年度をめどにある程度こういう実施をしていきたいという考えを何か示されたものがあったもので、それで15年度の予算編成時にこれらに対する調査費をつけるのかどうか。やはり実施3カ年でやるという部分があれば、当然来年度の予算時にそういう調査費をつけなければ、恐らくこれはなかなか難しい私問題でないかなと思う。そう言いましてもやはり財源の問題ですから、いろいろな財源の問題等を考えた場合に難しいものもあると思いますけれども、そこら辺。もし調査費がつくのであればどのぐらいを調査費と見てつけるのか、そこら辺お教えいただきたいと思います。

それから、次の2点目の港町地区の高潮ですね。これについては、たしか11月9日の日ですか、ちょうど橋の根っこですね、あそこら辺が一番車の往来の中でひどかった箇所、当然やはりその中で車が潮水の中に入りながら車のエンジン、これらの破損でなくして完全にもうエンジンがだめになったという、そういう話とやら。あるいは、潮水をかぶることによって新しい乗用車もかなり電気系統、あるいはブレーキ等にもそれらの原因でもって大変皆さんが困っているということ。一応今後車のエンジンの取りかえについては私ちょっと調べたところでは大体30万円ぐらいということで、これが大きく土現の方に——恐らく当時9日の日ですか、車のエンジンがこういうふうにして一応ストップした、動かないんだと、これは当然高潮による原因だということで、大変そういうことでもって土現の方にお話をやったのではないかという、そういう話も聞いたんです。その後の対策としては、大変私がここでもう言い切れないだけに、土現の対応の早さについては本当に今回は早かったです。もうこれらについて、もし担当の方で土現の方とあった場合にはもう本当にすばらしい対応であったということをお伝え願いたいと思います。

それから、この高潮の時点において、町のとった対応ですね。この緊急時にだれもいないんですよ、橋の根っこに。ただあそこにいたのは、たしか宮原さんのパトロールだけの1台しかなかったのかな。何でこういう緊急時に、町の職員なり、あるいはそういう対応がなかったのか。私それについてやはり全く遺憾に思うんですよ。

そして、町長も地区懇の中で、こういう緊急時の対策時には防災無線で十分承知してほしいという、たしか町長松葉町と奔渡の地区懇の中でそういうお話があったと思うんです。だけど、今回の緊急時においては全くそれがなされないで、そして終わった後にいや防災だ、こういう話しかなかったと私思います。

そんな中で、防災について、どこで災害時に皆さんと横の連絡をとりながらどうするという話が出されるのか。そこらの、担当はどこで対応するのか、そこら辺についてちょっともしあれだったらお知らせいただきたいと思います。

それから、今回の高潮によって奔渡の方の干場等にそれなりに大変な高潮がありまして、一部の昆布倉庫ですか、あるいは住宅に入ったという、そういうお話もあった。それらについて町でわかっておりますか。それらについての調査がなされたかなされないか。

それから、その後の対策として、十分この4日から10日までの間の冠水対策として、私どこでそれをとったかわからないけれども、土現と話があったものかね。土現と組合と話があったかわからないけれども、一応組合の、たしかこちらの方の荷揚げ場との連絡の中で時間帯を繰り上げて、当然やはり潮位の時間を見計らいながら、そういう方法も土現の方でとったという話も聞いたので、それらについて町としてもそれはわかっておりますか。

それから、今回の冠水については本当に大変難しい問題もあるけれども、私は私なりの判断であればね、今の恐らく冠水対策として緊急であれば道路のかさ上げ、こういうのもあるだろうけれども、恐らく将来に向けていろいろな条件が出た場合にね、例えば釧路沖地震による陥没とやら、あるいは異常潮位とやらで、恐らく最終的には水没という事態の港町になるのではなからうかと。そんな中で、恐らくポンプアップして一時のあれであれば十分なるんですけれども、それらについて今後やはり全体のかさ上げ等とやら、大変難しい問題になるだろうけれどもやはりそれらをしていかなかったら、一時的にぱっぱっと思いつきの中でやるというのは大変

な問題になりますよ、これ。

だから、これらは今後土現とよく検討しながら、今は町道はあれですね、道道の部分はかさ上げがあっても、それじゃ町道の港町の2号、3号道路の方の——例えば木村さんの倉庫の辺、あそこら辺が解決できるのかどうかという。ただ、今土現の方では道道だけをやるなんていったって、それだけじゃ済まない問題になりますよ。だから、そこら辺についても十分どういうふうな今後の対策を考えながら検討していくのか。あるいは抜本的な何やら方法でもってやっていくのか。そこら辺についてももしありましたら十分検討するというより、今そこでもし出ているのであればお教えいただきたいと思います。

これで第2回目の質問。

議 長

町長。

町 長

私からは、第4次3カ年実施計画に関連しての私の公約について答弁させていただきます。その他については担当課長から答弁をさせます。

健康保養施設でありますタラソテラピーについては、町民の健康を守るということについての私の大きな公約であるわけであります。厳しい今日の財政状況にあるわけですが、私といたしましては平成15年来年度予算においては調査費を計上いたして調査をいたしたいというふうに今考えておるわけですが、今担当課とよく十分に財政事情等も考慮しながら協議に入っている段階でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 長

税務課長。

税務課長

私の方から町税関係についてお答えさせていただきます。

町長から先ほど概括的に15年度の町税の状況につきましてお話を申し上げたところでありますけれども、数的に若干申し上げさせていただきたいと思います。

本年度の国の経済状況もさることながら、当町におきましても主要産業の漁業のうち一番経営体の多い昆布漁業でありますけれども、この昆布漁業におきまして確実な数字ではございませんけれども、情報といたしましては前年度と比較して2ないし3割安でありまして、総価格にして2億円程度の減収ではなかろうかというようにお聞きしているところでございます。

現在平成15年度の予算編成をやっているところでございますけれども、あらあらの数字でございますけれども、この主要税目のうち町民税におきましてはこの昆布

の下落、また最近の仕事量の減による土木建設業等の従事者のリストラ等による減少、あるいは公務員の給与の減額勧告と、これらにより約町民税では 2,000万円ほど、それから法人町民税におきましては今までも申し上げましたように前年度同月と比較いたしますと現状では 3,400万円の減という状況下でございます。

こんなことから、見込みといたしましては不況による収益減として約 2,000万円ほど、それからまた固定資産税におきましても平成15年度は3年に1度の評価替えの年でもあります。これも現在作業中ではありますが、家屋の原価分で約 3,400万円ほどの減。これに伴いまして都市計画税の家屋分につきましても 500万円ほどの減に加えまして、現在税制調査会等でも検討はされているようでありまして、たばこ税の値上げですか。それらを考えるとですね、現状の中からはまいりましてたばこ税についても喫煙者の減少等に伴いまして 500万円の減。それらを合わせますと、町税全体では約 8,000万円ほどの減収を余儀なくされるというような心配の状況下にあるという状況でございます。

議 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

今町税の関係については税務課長からご答弁申し上げましたけれども、税につきましては質問者おっしゃいますとおり、これは交付税の中の基準財政収入額というところで75%落ちるわけですから、今 8,000万円と申し上げましたけれども 6,000万円程度は収入としての減額と言うんですか、今まで見られたものが減額になる、ですからふえるという形の理屈になろうかというふうに思います。

ただ、交付税自体の総体の話をいたしますと、原資としての総体の額が定まっておりますので、プラスマイナスひとつどうなのかということはございますけれども、理論的にはそういう形になる。ただ、それと法人税につきましては法人が落ち込むという状況におきましては減税補填債、借金としては借りることができる。全額借りることができます、これは 100%。そういう状況に相なりますけれども、いずれにいたしましても、これらの状況を踏まえて地方交付税と償還金の関係についてお話を申し上げたいと思います。

償還金の部分、これは実は下水道会計も一般会計から出ている形、一般財源として出ていく形になりますので、それも含めてお話をさせていただきますけれども、公債費として一般財源ベースで一般会計で 7,500万円、それと下水道会計で 3,700万円、合わせて1億 1,200万円が、一般会計ベースでございますけれども公債費と

しての償還金がふえるという状況に相なります。それと、交付税の部分でございませうけれども、先ほど町長からもご答弁申し上げました。今年度につきましては4%の減で、厚岸町は8.3%の3億5,000万円程度減になったわけでございます。今の計画の中では14年度に比較いたしまして4.8%の減と言われておりますから、単純に平成14年度の普通交付税でちょっと比較をさせていただきますと、それを4.8という数値で掛けますと1億8,500万円、特別交付税を入れて約2億円の交付税としての減にはなると。

ただ、これは先ほども町長の答弁でおっしゃいましたとおり、当町の寒冷補正だとか産炭地のマイナス要因の補正がある際、都市に実は荷重が——交付税本体が地方から都市へという流れがございまして、配分調整がされております。ですから、そういう落ち込みを考えると今年度程度、今年度3億5,000万円程度の普通交付税の減額になったわけでございますけれども、今の段階で我々考えているのは3億5,000万円程度の減になるのではないかと。ただ、これはあくまでこれからの国の政府の予算、さらに地財計画を見なければわかりませんが、今予算編成を進めてございますので、そういう形の中で実は編成作業をしている中身でございます。

それと町債でございませうけれども、臨時財政対策債として交付税から振りかわる部分の1億4,000万円の増が借金としてできますので、町債全体としては減収補填債を含めると1億4,000万円プラス法人税の落ち込み2,000万円と言われておりますので、その分が借金としてできる形になるということに相なろうかと思えます。

そのほかですね、実は一般財源ベースで申し上げますと人件費、これは定員管理による抑制も含めまして一般財源、この後の補正予算に出てまいりますけれども人事院勧告の4,000万円程度のほかに7,000万円程度の減になってございます、当初予算と比較いたしまして。これらが来年度の当初予算では落ちていくだろうというふうに考えておりますけれども、介護保険、障害対策措置、支援費関係の地方負担がふえるということで、そこで我々としては一般財源ベースでございませうけれども1,000万円程度の——あくまでこれはアバウトな数字でございませうけれども、増を見ている。そういう部分であらあら計算いたしますと、収入関係で約3億円弱ですけれども減になっていきまして、歳出段階では5,000万円程度の増になっていく。そうしますと、15年度に新たなる一般財源ベースでございませうけれども3億四、五千万の基金等の取り崩しのない中での財源不足として、今の段階でそういう推計を

している状況であります。

ですから、国の状況をかんがみましてこれらのことを踏まえてですね、さらなる精査をして予算編成に当たっていかなければいけないというふうに思っております。

議 長
総務課長

総務課長。

私の方からは高潮に関連することにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

まず11月9日のいわゆる道路冠水によります車両に与えた影響ということでございますけれども、私どもの方でつかんでいる台数につきましてはこの冠水によりましていわゆる車に支障が出たという台数につきましては10台があったというふうに把握をさせていただいておりますし、質問者おっしゃるように、そううちの1台についてはエンジンの取りかえに至ったというふうな内容もお聞きをいたしております。それから、奔渡町の方でございますけれども、やはりこの高潮によりまして漁業倉庫の関係でございますけれども3件がいわゆる床上の方に上がってきているということを聞いておりますし、それからそのほかに1件は床下浸水でしたけれども、そういう倉庫の浸水があったというような部分についてはこちらの方でも押さえさせていただきます。

それで、当日防災無線等の連絡も何もなかったということでございますけれども、まさにそのとおりでございます、実は先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、今回の場合につきましては低気圧の接近に伴いまして高潮注意報という形の中で当日も出されていたわけでございますけれども、当日休みということでございまして、住民等あるいは土木現業所からのこういう状態であるというような情報が残念なことに役場の方になかったというようなことがございます。そういう把握できなかった部分もありまして、後手に回ったと言いましょうか、結果として防災無線の放送ができなかったというようなことでございます。

そういうような問題がありまして、先ほど町長がお答えいたしましたように、すぐにこの対応ということで、11月26日に役場におきまして関係者集いまして——関係者といいますのは土木現業所、それから町の関係、それから地元の警察署でございますけれども、ここが集いまして今後における対応ということで協議をさせていただいております。

そうした中で、事前にやはり通行規制がかかり得る場合もあるということのまず事前周知を住民にいたしたいと。ご案内のようにチラシ等で周知をさせていただ

ておりますし、冠水の状態によりましては迂回、さらに悪化した場合についてはやはり一時的に通行動めをしなければならないと。このような部分で理解をいただきたいというような、まずチラシを配付をさせていただいております。

一方、防災無線の活用という部分につきましてもお話が出ました。これらの冠水によります影響、これが出てきた場合については段階的にどンドン流していこうと。ということでお話をさせていただいております。

実は去る12月に入ってからでございますけれども、先般も、これは道道でなく港町の町道の方で発生をいたしましたさくらハイヤーの近くでの町道冠水でございますけれども、これにつきましてもご案内のとおり通行に注意してくださいというような呼びかけの防災無線活用をさせていただいたわけでございますけれども、あのような形で発生した場合については注意を呼びかけるような防災無線の活用をしていきたい。このように考えております。そのような協議をさせていただいたということでございます。

それから、一方、漁業協同組合の方のお話、防災無線を使っていたというお話出ておりましたけれども、これにつきましても12月に入りましてから大潮時期にもしまた同じような状態になりますと通行が不能になるというようなことから、漁業協同組合では予定されていた競り、いわゆる競りの時間、ちょうどその時間帯にぶつかりますと影響が出てくるということから、予防策とでも言いましょうか、前もって時間をずらそうというような意図から、関係者の方に時間を1時間繰り上げるような内容での防災無線での情報提供が関係者の方にされている。このようなことで押さえさせていただいております。

あと、現場におきます発生時の現場の対応であるとか、それから対策措置につきましては建設課の方からお答えさせていただきたいと思っております。

議 長

建設課長。

建設課長

それではまず最初に、11月9日の町の対応等の関係でございますけれども、当然道道別海厚岸線については道路管理者が北海道という形の中では町の対応という形ではございませんけれども、当然同じ筋の町道の方でも冠水がされておりました。それに対して前段申し上げた町としての気象情報に対する対応のまずさで、一切その対応をしなかったということで、まことに申しわけなく反省しているところでございます。

次に、現実的な形として恒久策のことも言われましたけれども、現実的には厚岸——道東地方そのものも含めて全部そうなんですけれども、釧路沖地震以来おおむね30センチ程度は地盤沈下しているだろうと。ただ、これは地理院も含めて今最終的には高さの捕捉をしまして、最終的にきちんとしたことはまだ言えません。ただしかし、今現実的に漁港の整備を進めている北海道開発局に確認しまして、岸壁の高さそのものを当たっても実際には30センチとか34センチとか下がっているという形になっております。

そういう形ですから、当然これから高潮時とかいろいろな形の中では全体的にはこういうことは数多くあり得るだろうという形の中では、恒久策としては当然全体的な地盤のかさ上げ、もしくは防潮堤を築いて強制的にポンプアップする、こういうのが最終的な恒久対策になろうと思いますけれども、それは莫大な費用がかかりますのでそれはまず無理という形になりますと、当然今言ったように海水が満潮時入ってくるところをとめる方法、さらにはその中で生活がなされているわけですからそれをやはり出す方法、これらを合わせてやっていくのがベターかなという形で考えております。

今回のこの対策についても、北海道釧路土木現業所の方からは今年度春の段階でこの冠水対策という形の中では今回応急的な処置をして、排水升の中に仕切り弁を置いてポンプアップして海に流した。これについても当然海水ですから海に流す形では漁組とも協議した上で同意は得ていますし、その中で何とか予算措置してほしいという形で北海道が予算要求していたんですけれども、まだ現在予算がついていないと。したがって、それまでの処置として今回は仕切り板を入れてとめて——全面的にすぐとまるわけじゃないですけれども、その方法として仕切り板を入れてとめてポンプアップ、これを市場に入る中村網屋さんの前のところの升の箇所と、それから大橋下のポンプ場のわきにある排水升、その2カ所でやったことによって、このたびの12月の高潮時には冠水が見られなかったという形になりました。これについては北海道の土現としても来年何とか予算処置してそれをやろうと。ただ、それも自動的にセンサーで働いてという大きな金がかかる。そんな中で手動にならざるを得ないだろうと。そういう形では北海道さんは道路管理を業者に委託していますから、その中で業者さんが対応していく形になります。

北海道はそういう形で今進めてますけれども、厚岸町といたしましてもこの間の

雨のときにちょうどさくらハイヤーさんの前で冠水いたしまして、なかなか引けが悪い。これは湾と湖であれば水位がまたさらに上がってますから、引ける時間もちょっと時間多くかかりまして、長い時間ちょっと冠水したんですけれども、これについても一応2日目に集水升のところに土のうを置いてなるべく入ってこないようにしたり、いろいろな模索をしながらポンプでかいたんですけれども、大きく入ってくる箇所から台風の水をどんどんかいてるみたいで全然効果がなかなか。やはりきちんととめなければならないという形になりますので、これらについてはやはり応急的対応と見られるかもしれませんが、やはり入ってくる場所をとめる方法と、それから出す方法を十分検討して対応していきたい。そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思えます。

議 長 5 番、岩谷議員。

5 番 交付税については前年度は大体40億円ぐらいですね。恐らくこの並み程度か、あるいは若干さっき言ったように 4.8%か、大体それあたりが減額になっていくのかなど。そう見たときに、当然厚岸町の起債ですね。地方債が今年度でもって大体130億円ですね——130億円とちょっとなんですけれども、金額的に大体130億円。だけど、これ償還分は実際に12億円ということなんだけれども、一応やはり町債考えたときに2億6,000万円ぐらいしか償還していないんですね、実質は。ということは、13年度でもって大体132億8,000万円ぐらいですか、それが14年度でもって大体2億6,000万円ぐらい減るということになれば、当然130億円ですか。償還分は実質でもって2億円ぐらいしか返していない、2億6,000万円ぐらいしか返していないんですよ。

だから、この並みでいったらば130億円の要するに地方債が何年かかるの、これもし返すまで。だから、一応私一番最終的にはここの中で起債、借金ですね、これをやはり一般会計とやらいろいろな絡みの中にだんだん難しくなっているのかなど。だけどやはり事業を起こしたらだめだということじゃなく、やはり発行をいかに少なくして償還を多くしていつてもらいたいなという感じなんです。そして、健全財政に持っていきながら、事業を起こす場合にやはり町民のある程度の意見を聞きながら何を一番最初に事業を起こしていくか。それは今までであれば同じ事業でもみんな半端なような事業なんですけれども、これからはやるのであれば自分たちの子供、あるいはその孫たちのためにも若干のお金がかかっても本当に後世に

残るようなものをしていただきたいというのが私の考えなんです。

恐らく財政についてはこれ以上私がいろいろ話ただけに難しくなるんですけども、一応やはり最終的には借金を減らしていかなかったら大変だろうという、そういうことなんです。だから、今後いろいろ事業を展開するに当たっても、いろいろ将来を見定めた中でやっていただきたいと、そう思います。

それから、町長の公約の部分なんですけれども、予算等については15年度でもって一応考えていきたいと。これについては金額的なことはわからんということなんですけれども、ただ今回の現地視察のタラソセラピーですか。これらについての広報においてもいろいろ行った方のアンケートも何か出ているように思われますけれども、ただ行った期間が当然9月の大体20日過ぎですね。これらは本当の一部のそれこそ人しか行けなかったと。それから、漁業者の人たちがほとんど行けないということで、やはりそれらについてももう少し時期をずらしていただきたいかなという、そういう話もありました。行ったアンケートを見ても、行った方は満場ですばらしかった、私それは違うと思う。やはり行った中にも指摘があって、これじゃまづかった、そういうことも十分今後の検討課題として、参考としてこれらのものに取り組んでいただきたいと思います。

それから、港町ですね。この問題については今課長の方からね、あくまでもこれは道道に対する一つ今の対策でしょ。だけどもそれだけじゃおさまらないと私思うんですけども。前でとめても、逆に潮位というのは全体の中で行ったとき裏から入るんですよ。そうしたら、あの前の方をポンプアップして出したって、一時の道路だけとまるけれども、港町全体とまりますか、これ。これはあくまでも道道の部分だけしか考えられない。それはある程度はとまるかもしれない。ということは、この前の4日の時点で当然厚岸町ですぐ対応しながら、ハイヤーのところにも大型を向けながら土のう袋持っていったりして。あるいは中村網屋さんの前のポンプアップ、私これ見えています。これらの対応については物すごく早かったんですよ。けれども、冠水についてはポンプアップしたところで港町の三条通りの方の冠水については、これはやはりちょっと無理であったのかなと。

だから、道道だけのものを考えるのであれば一時的にはとまるけれども、当然やはり港町全体のことを考えたときには大変な問題になりますよ。ここら辺をよく土現の分野とお話ししたり、あるいは町でもってどういうふうにしていけば、やはり

対策を含めて今後の将来の見通しを十分にさせていただきたいな、そう思います。それらについてもう一回お答えさせていただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 まずは、平成15年度の予算編成についてお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま、いろいろとご論議がございましたとおり、地方交付税の大幅な減額に加えまして町税収入の減収になりかねないとの予測のもと、平成14年度予算に引き続き枠配分減価調整方式といたしたい、そのように考えております。さらにはまた、事業の見直し、廃止協議等をしながら一般財源を捻出し、健全財政に向けて町民の要望にこたえてまいりたい、そのようにも考えておるわけであります。

また、タラソセラピーの件でございますが、9月20日モニター公募いたしましてご参加をいただいたわけでありましたが、今岩谷議員からご指摘のとおり大変高い評価を得て帰ってきたようであります。時期等の問題についてはいろいろなことがあったと思いますが、しかし私はできるだけ多くの方に行ってもらって体験をしていただきたいわけでありましたけれども、予算等のこともあり、また相手のこともあるわけございまして、そのような時期でモニターを公募し体験をいただいたということでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

しかしながら、それ以外の体験でない難しい名前でありますタラソセラピーということについてはまだまだ町民は理解度が低いと思っております。そういう意味においてはこれから庁内における研究会も発足いたしておりますし、町民に情報提供しながら、町民として温泉がいいのか、さらにはまたタラソセラピーがいいのか判断を仰いでまいりたい。そして来年の調査費の中でそのことも踏まえていろいろと検討し、できれば16年度にある程度の基本方針を決定させていただきたい。そのように考えておりますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

その他の問題については担当課長から答弁をさせます。

議 長 建設課長。

建設課長 町道の冠水の関係で、既に町長の答弁の中でも港町中通りとか港町三条通りというのはすべて町道のご覧でございまして、町の考え方としても対策として水が入ってこない手法と出す方法を検討していかなければいけないという形で答えているものなので、ご理解まずいただきたい。

当然、港町中通りというのは従来共和建設さんと旧マインドホームさんのところ

も随分冠水している形の中では、それらの対策として雨水対策で道路の中央部に新しく排水を設けました。700と800という中で。そうすると、逆に今までその分がない分450の普通の道路の側溝だった部分が、真ん中に大きいのが入ったことによって逆にこういう高潮時に入れ込む状況になった。当然、大雨が降ったときに早く流すためには一つの方向という雨水対策をしたんですけども、結果的には逆流を呼び込む形になってしまった。

したがって、最近ちょっとしたやつでもさくらハイヤーのところとか在原さんのところとか丸徳さんの冷蔵庫の後ろの方とか、何カ所かそういう冠水する箇所が、一番多いのがさくらハイヤーのところが多いので、それらに対しても今回そこを単なる雨水升のところをふさいだだけじゃ当然入ってくるのはとめられないという形の中で、ポンプも変えたんだけども現状のまま変えたんじゃ太平洋の水をかいてあるみたいなもので何ら効果がない。そういう中では、それをとめる手法をきちんと予算、それもかなり大きな金もかかりますから、それは手法を検討しながら対策していきたい。そして、道道だけのことじゃなく、町道のことも含めて一応答えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長

あと答弁ない。

岩谷議員いいですか。

5 番

ひとつ財政についてはどうなるのか。私最終的には借金について要するに聞いているので。その答弁なかった。

議 長

答弁要るのか要らないのか。

5 番

だから今すると言うから欲しいと言ったんだ今。今私いいと言ったんだけど、何か答弁するようなあれだからお願いしますと言った。

議 長

行財政課長。

行 財 政 課 長

再度の償還金の関係でお話し申し上げますけれども、133億円、13年度末残高がございまして、補正後でございまして9億5,200万円程度の今年の起債発行に相なります。ですから、議員おっしゃいますとおり2億8,000万円程度の減額にしか相ならないという状況であります。ただ、来年度におきましてもこの起債の元利償還が13億2,900万円の予定であります。ですから、今回ご答弁申し上げましたけれども、町債として振りかわる1億4,000万円なり減収補填債という部分でのプラスに

相なったとしても、13億円の中の元金以内の中で町債発行していく。ですから、そういう意味で健全財政を堅持してまいりたいというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

議 長 以上で、岩谷議員の一般質問を終わります。

次に、10番、室崎議員の一般質問を行います。

10番、室崎議員。

10 番 さきに通告書にてご通告申し上げました一般質問について質問を申し上げます。

第1は、障害児、障害者の支援策であります。その1つとして、町の行う障害児支援の施策の現状と課題、そして今後の計画並びに展望をお示しいただきたい。

2点目は、自転車の交通安全対策であります。

今年度において町は自転車の交通安全対策としてどのような施策を行ってきたのか。自転車の場合にはこの特性から申しまして加害者となる場合と被害者となる場合と両方がございます。それで、双方の面から具体的にこの施策を説明していただきたいということでもあります。

3点目はいわゆる三角ツブについてであります。

これは俗に三角ツブと申しておりますが、和名ではエゾチヂミボラ、オオウヨウラク、チシマタマガイというようなたぐいの肉食性貝類が今湖内に非常に多く発生しておりまして、いろいろ漁業被害を起こしているというふうに伺っておりまして、この繁殖状況等につきましては今年他機関を利用して厚岸町は調査しているというふうに伺っておりますので、それによってはっきりした成果と言いますか、それを示していただきたい。すなわち、繁殖状況及び漁業被害の状況、これをお示しいただきたい。また、今年度のそういう調査結果の成果ですね。それから、それをもとにして今後どのような施策を展開されようとしているのか、今後の対策についてもお示しをいただきたい。

以上が1回目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長。

町 長 10番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の障害児、障害者の支援策についてであります。最初に町の行う障害児支援の施策の現状と課題及び今後の計画並びに展望についてであります。ご質問にあります障害児は18歳未満で身体に障害のある児童、または知的障害のあ

る児童でありまして、当町においては障害者手帳保持者 583名、療育手帳保持者につきましては53名と推定されております。障害児の状況につきましては、身体障害児は11名、知的障害児は14名でありまして、身体障害児は全員在宅であり、知的障害児のうち12名が在宅であります。

町が行う障害児支援といたしましては、まず保健部門では乳幼児期における障害の早期発見、早期療育につなげるため、赤ちゃん相談、新生児・乳幼児訪問指導、乳児一般健康診査、1歳6カ月健診などによって、経過観察や各種相談業務を行っております。また、これら健康診査によって障害が認められた場合、二次的な機関の利用や専門医への受診についての相談業務も行っております。

障害が認められた児童については、就学前までの期間、北海道の早期療育システムとして道立白糠学園地域療育センターの指導をいただき、平成6年度から厚岸町母子通園センターを設置し、心身に障害のある児童を対象に基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達及び言語発達等を促進し、その育成を助長するための療育や相談指導を中心に行っております。さらには、町内2カ所の認可保育所で障害児保育を行っております。

課題といたしましては、早期療育につなげるため、各種乳幼児健康診査の受診率の向上を図ることや、母子通園センター、保育所の障害児保育では専門的な保育や療育指導が不十分なこともあり、今後専門的なスタッフを白糠学園などからの協力を得て後方支援など、一層の活用を図り、さらには母子通園センターに通園する児童の親の会が結成されておりますので、在宅療育を一層自立させるため、今後におきましてもレスパイト事業など、町民に広く理解していただくスタッフの派遣やベビーシッターなど協力してまいりたいと考えております。

次に、今後の計画並びに展望についてであります。障害児を持つ保護者の希望は、第1に障害がなくなっほしい、全治できなくても改善してほしい。第2に、たとえ障害があっても普通の子供たちとともに育ち、社会の中で生活できるようになってほしいが願いだと言われております。障害児が地域の一員として社会に溶け込み生活できる共生社会を実現するためには、町民が障害や障害児を正しく理解することが必要であります。障害を問題としてとらえるのではなくノーマライゼーションの理念でも明らかなように、障害を一つの個性として認識する発想の転換が求められております。

町では本年町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやかあつけし21」でノーマライゼーションの理念に基づく健康づくりを進める上で、障害のある児童や障害を残してしまうおそれのある児童について、その児童や家族が望む社会生活ができるように支援し、その方法の一つとしてすべての世代において障害のある人に対して家族と専門職との連携によるケアマネジメントを進めていくことが必要と考えております。

基本的には、平成16年度を目標年次とした厚岸町障害者福祉計画に基づき、その展開を図ることになりますが、これら施策の実施に当たっては高齢者や障害者が地域で快適な生活を営むことのできる福祉でまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、聴覚障害者に対する支援策の現状と今後の計画及び展望についてのお尋ねですが、障害に対する取り組みを複雑にしている理由の一つとしてその個別性、階層性があると言われております。それぞれの障害はその障害独自の問題を内在していますし、またその病状も重度から軽度、発症の時期が先天性か後天性かなど、まさに障害の種類は障害を持っている人と同数あると言っても過言ではありません。

こうしたことから、町はすべての障害に対して対応できている状況にはありません。特に今回ご質問にあります聴覚障害者の支援策の現状に関しましては、ほとんどないのがその実態であります。

現在、町での対応といたしましては北海道の補装具、日常生活用具給付事業の申請に伴う進達事務や町民課窓口、あみか21の窓口に設置してありますNTTグループによる電話お願い帳、また施設としてはあみか21における緊急時誘導システムがあります。

聴覚障害は一見障害があるのかないのかわかりにくく、後方から声をかけられても返事ができないので、相手側から誤解を招くことがあります。健聴者に対するのと同じように普通に話されても理解できないこともあります。このような場合、コミュニケーションの不成立が生じます。難聴には伝音性難聴、感音性難聴があり、前者はお年寄りに多く補聴器で音を増幅すればある程度改善されますが、後者の場合、ある特定の周波数をとらえることができないために、補聴器による効果は伝音性難聴ほどではないのが実情であります。加えて、音が正確に伝わらず発語も異常

になり、変なしゃべり方をする人というレッテルが張られてしまいます。

聴覚障害者は日常生活でさまざまな不自由がありますが、現在は携帯メール、インターネットの普及によって幾分解消されているようでもあります。つまり、聴覚障害者はパソコンを必需品として、情報の多くをインターネットで得ていることを認識することが必要であります。

また、補聴器につきましては、特に感音性難聴者用を購入する場合は25万円以上と高額で、購入には多くの経済的な負担を伴うため、北海道の補装具、日常生活用具給付事業など制度の活用を図ってまいります。

聴覚障害者には聞こえないから親切にするのではなく、聞こえないことで困っているときに親切にすることが最も大切であります。

町といたしましては、聴覚障害者に対する理解や接客など、身近で実現可能なことから対応してまいりたいと考えておりますし、親切や優しさをはぐくむように、学校教育の障害教育や福祉教育の中に取り入れられるよう、教育委員会とも調整してまいります。

聴覚障害は、障害が多岐にわたり、町だけでは対応できないものも多数ありますが、町におきましては福祉でまちづくりをしていく中で十分検討しながら、可能なものから対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、2点目の自転車の安全対策についてお答えをいたします。

この件につきましては、質問議員から本年3月の予算審査特別委員会でご質問を受け、交通法規に照らし合わせてのご指摘もいただいているところでありますが、その後自転車の通行区分などの指導内容について法規に照らしてどうかを含め、警察を通じて再度確認をさせていただきました。

さきに質問議員が言われているとおり、道路交通法では自転車が歩道を通行できるのは自転車及び歩行者専用の歩道、いわゆる自歩道として許可されその道路標識が設置されているところとなっており、厚岸町内では国道2カ所、道道2カ所及び町道2カ所の計6カ所に設けられております。この現状から、法規上はこの部分を除きほとんどの歩道は自転車通行ができず、車道または路側帯を通行しなければならないこととなります。

しかしながら、車道を通行する自転車との対自動車による人身事故が多発してきたことから、北海道では昭和48年ごろから交通弱者と言われる子供または高齢者な

どの乗る自転車については、人命保護の観点から自歩道以外の歩道であっても状況に応じて自転車が通行することを認め、そのような指導を行っているとのことであり
ます。

自歩道の指定に当たっては歩道または交通の状況、すなわち歩道の広さなどの構造面や歩行者の通行量等を判断して行うこととなっておりますが、厚岸町の市街地を含め道内各地の歩道の状況を見ると、法令上の規定に見合った自歩道の指定を行うことが困難なものが多いという現状にあることから、対自動車事故防止のためにやむを得ず自転車の歩道通行を指導しているのが実態となっております。

このようなことから、自歩道以外の歩道を通行する自転車が多く見られるところ
であります。さきに室崎議員が言われているとおり、歩行者から見ると歩道を走る自転車は危険な代物であり、一方で対歩行者の事故危険が増していることも事実
であります。自歩道であっても、歩行者の通行を妨げ恐怖感を与えるような自転車
通行は許されておらず、何よりも歩行者がすべてにおいて優先であるとの認識を持
って安全に十分注意する交通マナーやモラルの向上に努めなければならないと思っ
ております。

指摘を受けた後におきましては、児童・生徒に対する自転車の安全な乗り方や歩
道を通行するときの具体的な注意事項について指導を強化するよう、教育委員会か
ら各学校に指示をしておりますし、今年度町内の小・中・高で行いました交通安全
教室や団体への交通安全講習会におきましても、自転車については歩行者に十分注
意し被害者や加害者にならないためのモラル向上に重点を置いた指導に努めてきて
おります。

一方、自転車の通行に視点を置いた道路環境の整備については、車道と自転車道
と歩道の分離通行が最も理想的であります。これらの整備には大きな事業費と時
間を要することから、短期的には難しい現状にあります。しかし、町内の歩道の中
には現状の歩道幅員でも自歩道指定の可能性の高いものもありますので、町道に関
しては公安委員会及び関係者等と協議して標識等の設置を進めたいと考えておりま
すし、また国道及び道道につきましても地元の事業所及び出張所と協議いたしまし
た。前向きな感触を得ておりませんので、さらに早期整備に向けて要望してまい
りたいと存じます。

3点目の三角ツブについてのご質問にお答えいたします。

まず、いわゆる三角ツブの繁殖状況についてであります。平成13年度に釧路地区水産技術普及指導所が実施しました実態調査結果から、三角ツブの分布状況は湖内を10海区に区分しますと、イクラウシ、東梅、ホロニタイ、神岩の海区においてオオウヨウラク貝が採捕され、特にイクラウシ海区の沖側においてオオウヨウラク貝が多かったという報告があります。

また、平成14年度のアサリ区画礁周辺での分布状況調査の概要からは、5月から8月にかけての4カ月間、月2回の間隔でアサリ区画礁3地点、いわゆる弁天島付近の15号島、それから湖内中心に向かって9号島、それより奥の10号島に湖内ツブかごに用いられるかごを各地点14かご、合計42かご設置し、このかごに入った数は9号島で200個体、10号島で180個体、15号島で120個体程度で、オオウヨウラク貝が主体で、一部エゾチヂミボラ貝が混じり、チシマタマ貝はほとんど見られなかったとの報告を受けておりますが、三角ツブの分布量やそれらによる食害量については不明であり、把握する有効な調査方法を見いだすことができない現状であります。

次に、漁業被害の状況につきましては、厚岸漁業協同組合において漁業者から聞き取りの中で、カキ垂下施設の何本に被害があったという言い方や、何割かの被害があったという言い方もあり、被害の取りまとめが難しいところであります。例えば、宮城から購入した種ガキ代金から被害額を考えますと、1連1,000円の単価で100メートルの施設1台分の被害があった場合2万5,000円となり、年間一人平均10台分の種ガキの購入で仮に全滅した場合25万円の被害額となりますが、これが製品になった場合を想定しますと被害額の把握は非常に難しい状況であります。

次に、今年度の成果についてであります。分布状況等の調査からアサリ区画礁ではオオウヨウラク貝が主体で、一部エゾチヂミボラ貝が混じり、チシマタマ貝はほとんどなかったという結果が得られました。また、産卵、発生時期の把握のための生態調査として、筑紫恋の釧路管内水産種苗生産センターにおいて、オオウヨウラク貝やエゾチヂミボラ貝の親貝と湖内で産卵された卵を水槽で飼育し定期的な観察を行った結果、オオウヨウラク貝の産卵期は5月から7月で、エゾチヂミボラ貝は4月から5月と推定されました。エゾチヂミボラ貝の産卵後の捕食量は急激に増加し、オオウヨウラク貝のアサリ捕食量を上回る状況など、少しずつではありますがその生態が明らかになるものと考えております。

三角ツブの駆除につきましては、昨年度実績では漁業者19人で 504キログラムありましたが、今年度の実績では漁業者52人により 5,195.5キログラムを駆除し、買い取り、処理運賃などの経費は 186万 9,000円でありました。

特に今後の対策についてであります。区画漁業権が設置されております湖内にあっては、漁業者自身において操業時に見られる三角ツブやその卵を地道に陸揚げしていくことが三角ツブの生息密度の低下につながるものと考えますし、有効かつ効率的な駆除方法を見出すためにアサリ島周辺やカキ養殖施設での生息分布状況の把握、水槽実験等による捕食量の把握、かごの集中設置での大量採捕の可能性の検討など、厚岸漁業協同組合青年部や釧路地区水産技術普及指導所による各種調査を初め、釧路水産試験場における肉食性巻き貝の生態学的研究と駆除方法の検討について実施要望をしており、今後さらに調査研究が進むものと考えております。

昨年までは漁場造成環境調査事業で実施していた駆除事業を、平成15年度には厚岸漁業協同組合が新たな事業として三角ツブ駆除事業を計画しており、町としてもこの支援を検討しているところであります。

これらの事業実施により、少しでも漁業者みずからが三角ツブの駆除の必要性の認識を深めていただくことと、湖内を利用する漁業者全体で駆除ができる体制づくりも必要と考えますし、町としても厚岸漁業協同組合の漁業部会を初め関係機関と連携し、協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

訂正をさせていただきたいと存じます。

自歩道の整備に関しまして、国道及び道道について協議して前向きな感触を得られていないとお答えをしましたが、前向きな感触を得ているとの誤りでありますので、訂正させていただきたいと存じます。

議 長 10番、室崎議員。

10番 まず1点目、障害児、障害者の支援策というところでお聞きいたしますが、余りそういうことを言っちゃいけないんだが、非常にご答弁をなさる方で言うことが少なくてつらかったんじゃないかというふうに思います。

障害児の定義やそういう話、それから厚岸町でこれこれをやっておりますというところまではある程度具体的な話でしたが、今後の展望というところに入った途端に全部精神論になってしまった。町民がもっと認識を持ってもらわなくちゃ困りますねとか、そのたぐいの話で終始していますね。そんなわけで、私の方は少し具体

的にお聞きします。

まず、障害児に関する支援ということはですね、今回札幌でありましたDPI、ここでも障害児に対する分科会が14のうち2つありました。それに私は出ております。そこで、最も基本になるものは障害児に対しては早期発見、早期療育、要するに胎内にいるときから、また体外に出るすぐ、そのときにうまく手当すれば何も障害を持って生きなくてもいいというように、今どんどんと医療技術が進んでいるわけですね。したがって、そういう手当てを必要とする子供かどうかということをとにかく早く発見して手を打つことによって、いわゆる健常児として生きていける。昔ならちょっともう発見してもある程度どうにもならなかったものがどうにかなるという技術がどんどん今出てきているという時代だそうです。それが1点、早期発見、早期療育。

それからもう1つはですね、いわゆる神様が決めた役割の中で障害児というハンディを負わされてしまったそういう子供を育てていく家族、家庭への支援がきちんとしていなければ、障害児に対する療育事業やそういうものが幾ら行われてもしょせん画餅、絵にかいたもちであると。この2点が非常にポイントであると、そういうふうには私自身も勉強してまいりました。

そういう点から、いろいろな具体例をお聞きしていくわけです。

今回いろいろな資料を取り寄せてみましたら、これは平成5年に障害者に対する新北海道行動計画というものを道で出しておりまして、非常に問題点の指摘がよく書かれているわけですし、その中にライフサイクルにおける個別システムの確立、乳幼児期のシステム、早期発見、早期療育のシステムというような欄がございます。そこで書いているのはですね、妊産婦・新生児・未熟児に対する相談指導、経過観察を必要とする児童に対する継続的相談、訪問指導、これが非常に大事だということ。特に具体的なものに入る前に抽出して言うておりますね。それは私もそうだと思います。

それでいろいろお聞きしますが、まず厚岸町としてこういうことを行っているんだというところで、いわゆる広い意味での健診を初めとする実態調査及び実態把握、これを行っておりますというふうに言っているんですがね。それでちょっとお聞きしますが、これは今言った最初に冒頭まくらとして申し上げたような今日の医学、あるいは発達学、そういうような非常な進歩とですね、それから相当に大きな知識

を要しますね。そういうものが現在厚岸町で、そういう現場に当たっている担当者に対してきちんとした訓練や研さんを行う場を設けているかどうか。

そして、それだけの、いわゆる障害児として生きていかなければならないかどうかの岐路に立つ——こういうのをいろいろな言葉があるようですがダークゾーンなんていう言葉が昔から言われているんですが、これは余りいい言い方ではありませんで、要するに岐路に立つというような状態ですね。早く手当てすれば何とかなるかもしれない、そういう人たちを早く発見して、きちんと専門的な支援を行うという、そういうことを含めてですね。あるいは、いろいろな療育に携わることによって少しでも社会人としていける可能性を開いていくというようなことのできる体制としての能力が今厚岸町にあるのかどうか。

それのない中でいやいや訪問やっております、相談受けております、診査しております、調査しておりますと言ってみたところで、それはしょせん単なる形式ではないのかということが、実はこういう子供さんを持っている親御さんから強く指摘されています。そういう点でどのようにお考えなのか。

それから次に、今度は療育訓練機関についてお聞きいたします。

その前に、実態の説明のところでは手帳交付の話が出ておりましたが、手帳交付者の数をもってすべてと考えているのかどうか。その点もあわせてお聞きしたい。

それで、療育機関に入ります。

療育機関の問題は先ほど言いました療育の問題と同時に家族の支援という双方の面を持っておりますので、その点を前もって言っておきます。

まず、母子通園センターでございます。

母子通園センターは、資料を見ましたところ、これは平成6年に出されたパンフレットのうちなんです、現在もこれは変わっていないようだというふう聞いていますので、もしそうでなければ現在はこうなっているということをお示しいただきたいんですが、これを見ますと専任職員2名で行いますというふうに書いてあります。そして、それは保母——当時は保母ですね、今は保育士と言うのかな、あと教員免許を持った専任職員2名で行いますという書き方をしている。条例を見ますと、管理規則ですね、ここでおおむね定員は20名というふうになっております。道の要綱ではおおむね5人以上というふうになっております。ここでいう専任職員2名とは、定員何名を予定して専任職員を配置しているのか。

それから次にですね、いろいろな道やあるいは各都道府県、あるいはいろいろな自治体が出しております母子通園センターの説明がございます。そういうのを見ますと、専門のこういうことの指導ができる人といえますか、結局は資格ではなくて資質だということも事実なんですけれども、ただそれでもやはりそういう訓練を受けていなければならないだろうと。それには言語聴覚士だとか作業療法士だとか、そういう訓練をきちんと受けた人間を配置してやっているんですよ、そういうものが必要なですよということがあちこちのそういう説明に書かれているんですが、厚岸町ではどういう方が——このパンフでは当時保母や教員免許を持っていたんでしょうが、こういう言語聴覚士、作業療法士としての訓練ほどの程度を受けているんでしょうか。

それから、条例では心身の発達におくれや障害のある児童、このように対象者を規定しております。児童というのは、私もちょっと調べてみたんですが、そういう定義があるのは児童福祉法ですよ。児童福祉法ではこれを3つに分けてこういうふうに言っています。まず児童とは満18歳に満たない者をいいます。そしてその中には乳児、満1歳に満たない者、それから幼児、満1歳から小学校就学の時期に達するまでの者、小学校就学から満18歳までの者を少年というふうにいっている。この乳児、幼児、少年を含めて児童というんですね。ところがですね、このパンフレットを見ますと対象となる幼児等は1歳から5歳までの方々ですというふうに絞っているんですね。これは条例の何項何号、あるいは規則があるのかどうか、何に基づいてこのパンフレットができ上がっているのか、根拠を教えてください。

それと、厚岸町の児童というものは5歳以下をいうというふうに特別な規定を持った条例があるのかと思って私の方は探してみましたがございません。それから、他に児童館や児童クラブ設置要綱などを見ますと、児童というのはどうも児童福祉法にいう児童として考えているとしか読めない規定が散見されております。それで、この点についての根拠をお知らせいただきたい。

次にですね、この母子通園センターのいろいろ行うのが、厚岸町の母子通園センターだけですべてを賄えるというものでは決してありません。こういう事業の性格として必ず他機関との連携というのが非常に必要になってまいりますし、またいろいろな専門家とのやりとりがなければできません。そういう意味で、母子通園センターを中心にして見たときに医療機関ないし専門家との連携はどのようになってま

すでしょうか。それから、保育所、幼稚園との連携はどのようになってますでしょうか。また、学校とはどのようになってますでしょうか。後ほどもう一度お聞きしますが、学校に設置されていると伺っておりますが、言葉の教室というのがございますね。これとの関係はどういうふうになっているのでしょうか。

その次に、言葉の教室なんですが、これは私厚岸町の場合に小学校の中にあるというふうには伺っているんですが、それで教育機関としてのものなのかと思って当初見ておりましたが、いろいろな道の出している資料なんかを見ますと、早期療育システムや療育の機関として言葉の教室という言葉が出てくるわけですね。厚岸町においては言葉の教室というのはどういう位置を持っているのかですね。母子通園センターとの関係を含めながら言葉の教室というものの位置づけ、それから言葉の教室というのが現実に関今どういうことがそこで行われているのか。そして、どういう機能を果たしているのか。言葉の教室というものについてご説明をいただきたいんです。

その次に、児童館と障害児の受け入れであります。

児童館に障害児を受け入れてほしいという声は前からありました。なかなか前へ進まなかった。この前この議場を使って女性議会というのがございましたね。そこでもその点の指摘がございまして、来年度からは、私の聞き間違いでなければ補助金がついたので何とか1人そういう専任の指導者と言いますか、担当者枠ができた、したがって受け入れるようにできますというようなお話がありました。非常にひら辛い言い方をさせていただくと、補助金は財源の問題であって政策を決める決定事項ではありません。政策を決めるのは必要かどうかです。したがって、あの言い方はちょっと一部の関係者の方に誤解を招いたのではないかという気がいたしますので、その点は明確に補う意味でどうかご説明をいただきたいんです。

ただですね、切に願っている親御さんたちの中からは、そこで条件を提示されているというお話が出ているんですが、それは事実かどうか確認させていただきたい。すなわち、担当職員1人でもって5人を見るんだと。したがって、ひっくり返して言うと1人で5人を見れる程度の障害児しか扱えませんよというふうに言われているような気がするという声がございしますが、そのような事実はございますか。

次に、就学指導であります。例えば先ほどの母子通園センターに通う、通わなくてもそのような障害児を持っている、障害を持っているという方が小学校に上が

るときは教育委員会において就学指導があるというふう聞いております。この就学指導というのが具体的にはどのような形で行われているか。すなわち、どのようなデータのもとに、どのような状況を把握して、どのような専門家が分析して、どのように親御さんときちんと相談をして納得を得て就学指導を行っているのか、その点についてお聞かせいただきたい。

次に、ただいまの町長のお話の中にもレスパイト事業というものが出てまいりました。福祉関係は何かというと片仮名語なんですね。よくわからないので、私も久しぶりに英和辞典を引いてみましたら、レスパイトというのは休息、息抜き、一時的なお休み、そういうような意味だそうです。それで、24時間いわゆる介護療育を行って気の休まるときのない、へとへとに疲れているであろう親御さんに一服していただく、そのために例えば1日だけ——1週間になっちゃ、ちょっと無理でしょうから1日だけかわって見てあげましょうというような事業なんですね。これが実は今年ですか厚岸町で行われたんです。少年自然の家を使ったんでしょうかね。実際にこの事業を行ったのは一服させてほしい親御さんなんですよ、中心になって行ったのは。これに対して町はどのような支援を具体的にを行いましたか。何人の町職員が出て、どのような支援を行いましたか。これについてお聞かせいただきたい。

それから、先ほど町長のご答弁の中にも、いわゆる「みんなすこやか厚岸21」の話が出てまいりまして、私がわざわざ言うまでもなく非常の根幹的な部分の説明がありました。すなわち、すべての世代において障害のある人に対して家族と専門職との連携によるケアマネジメントの援助を進めるという、これは非常に大変な宣言なんです、これをおっしゃってましたですね。ですから、障害児においても関係するすべての機関——これは町内に限りません、それとの連携が非常に必要だということです。その意味で、この町で生きていこうとする人を支援する体制という意味ですので、母子通園センターとという話は今しましたが、今度は小学校と中学校、中学校と高校、それがどのように連携していくのか、あるいはいこうとして今模索中なのか、あるいは組み立てているのか、この辺についてお答えいただきたい。

それと、今後の展望というところでは何一つ触れられてはいないんだけど、障害を持ってこの町で生きていく人がこの町で生きていくためにどうしても必要なのは仕事口です。ここで仕事ができなければ、結局好むと好まざるとにかかわらず、

今日既に発想としては時代おくれだと専門家に言われているコロニー、すなわち何とかの園とかいろいろな名前がありますが、いわゆる今から30年ぐらい前の主流をなした思想に基づいて、あちこちにつくられている施設で一生を過ごさざるを得ない。そのことは結局そういう対象者の人にとってよかれと思ってやったんだけどどうもそうではないようだというのが今どんどん言われてきて、コロニーを出て町に住もうということが今の流れになってきていますね。そういう意味で、この町で生きていくためには作業所と言われるんですが、ここで仕事ができる場所、と同時にそこがいわゆる支援の核になる施設なんですけど、こういうものも必要だと思います。この点についてはどうお考えか。

最後に、ちょっと最初の方に実態把握の話のときに申し上げたんですが、どうしてもこういうものが必要ですよという道のいろいろなものにも書かれているのは、境界線上とされる子供たちという言い方をよくするんですけども——この言い方もちょっと問題はあると思いますが、要するに何らかの意味で療育や支援を必要とするのではなからうかという子供を持っている親御さんが、あるいは本人がどこに相談に行けばいいのか。相談に行くということは、単にここが窓口ですよという表示があるということではなくて、そこに行けばきちんとした対応が図られるだけの力のある窓口という意味ですが、そういう窓口をこしらえなければならないということだと思ってしまうんですが、現状ではどうなのか。そして、この後どうするのか。この点についてお聞かせいただきたい。

それから、今非常にこのごろのいわゆるそういう分野の医学の進歩ではっきりわかかってきたのは、一昔前までは落ちつきのない子供、注意力のない子供、あるいはできない子供ということで片づけられていたんですけども、実は内在的能力は非常にあるんですけども机並べて30分なり45分なり一緒に勉強するということができないんですね。学習障害と一くくりに言われておりますが、そういう子供たちの存在がわかってきてまして、それにはまたきちんとした手当てをすることで十分な教育を施すこともできるし、また能力を発揮することもできると。いろいろな言い方がされてますが、エジソンというのは学習障害の典型だそうです。そういうことに対しても今日対処していかなければならないと思うんですね。こういう点にはどうなのか。

というあたりが、まず1の1というところでお聞きしたいんです。これについて

は今の答弁は全部町長がなさってしまったんですが、実は教育委員会も密接に絡んでいる問題でありますし、いやいやおれの方に答弁させてくれなければ困るんだというような種類のものではなかろうかと思っておりますので、よろしく願いしたい。

次に、聴覚障害者の問題であります。

厚岸町はこれは全道、全国に誇る防災行政無線というものを持っておりますね。ところが、もし私が耳が全く聞こえないとするとあれは何の意味もないと、こういうことになるわけです。それで、先ほど聴覚障害に関しては何を言ったらいいのかというような非常に困ったなという雰囲気の話だったんです。それはやはり問題の深刻さと大きさは知っているけれども、どうにも今手の打ちようがないということが答弁者においてよくわかっているからだと思うんですね。

それでちょっと申し上げるが、障害というのは個別性、階層性が非常に強くて、結局詰めていけば一人一人みんな違うんだということはそのとおりだ。だから、どこかで大きくくりな類型をつくらなければこういう町村ではやっていけない。そうすると、やはり国やあるいは道の事務上の分類ではなくてやはり障害者に沿った形で分類を考えなきゃならないと。そうすると、知的障害、四肢障害、それと情報障害に分かれるんじゃないかと、大きく分けるとね。情報障害というのはどんなのがあるかという視覚、聴覚、言語、それから自閉ですね。自閉というのは自閉症児の自閉だけじゃなくて、人とうまくコミュニケーションとることができないために閉じこもってしまうような、そういうものをいうんじゃないかと思うんです。

それで、その中の聴覚障害というふうに考えて大きくくりに言うと、情報障害もしくはコミュニケーション障害というような障害者に対する部類の話として今これから申し上げるので、そういうふうにお聞きいただきたいんですけども、まず、厚岸町で聴覚障害とおぼしき人、これがどのぐらいいるのか、どういう生活をしているのか、どういう点で困っているのか、どういう点で救われているのか、そういうことの実態把握、調査これは行ってますか。

それから、今の具体的な施策の中では防災無線というものが非常に、先ほどの冠水の問題でも出ておりましたね。こういう防災行政無線を有効活用していかなきゃならないと思うんです、いろいろな意味でね。その一環を今回の中でもより適切にしていこうということのお話があったわけで、そういうものが聴覚障害者にその情

報を届かせるために何かいい方法がないのかというようなことについて、今までに検討ないし研究をしたことがありますか。今後どういうふうに考えていますか。

それから、病院です。病院で耳の聞こえない方が診察に来た場合にどういう手だてをとっておりますか。そういうことについて考えたことがありますか。あるいは、実際にこういう研究をした結果、こういう方法を今行って成果を上げているというのがあるのであればお答えをいただきたい。また、これは各役場部門の窓口でも同じことなんですがね。

それで、先ほどご答弁の中にあつたので私も触れますが、これがNTTグループで出している電話お願い手帳というもののパンフレットです。非常によく書かれています。これは同じものです、正面のモデルがちょっと違いますがね。これがお願い手帳という手帳です。手帳の中にカードがありまして、「私は耳や言葉が不自由です」というカード。それからあと2枚あるんですが、「私のかわりに電話をかけていただけますか」というカード、それから難聴といいますか余りよく聞こえない人は早口でしゃべられるとだめなんですね。特に私なんかも若いつもりでおりますが、今の20代の女性なんかスピッツがほえるようにしゃべり出すと、よく聞き取れなくてもう一回ということがよくありますが、そういうわけで「ゆっくり話していただけますか」というカードです。こういうものを手帳形式にして、こういうふうに持っている。それから「私は耳や言葉が不自由です。恐れ入りますがご協力をお願いします」といって、そこに自分の名前やいろいろな必要事項を書き込んでおいて、それを見てもらっていろいろ対処してもらおうという手帳です。これをNTTのお金でつくって、各市町村に配って使ってくださいということをやっているようです。

私も実は大変申しわけないんですが、この事実を知りませんでした。今回、この質問をやろうと思って、そういうつもりになって窓口を見ておりましたらこれが目に入りました。窓口2カ所ですが、聞いたんですが、職員の方は存在すら知りませんでした。この手帳は空箱になっておって、ありませんでした。ただ、言ってはみるもので、私の方からそれがちょっと資料として欲しいんですけれどもと言ったらすぐ対処していただいたようで、昨日窓口に行きましたらこういうものが並んでおりました。

すなわち、今のご答弁でNTTの電話お願い手帳というのを設置して利用してお

りますという答弁の言い方には語弊があると思います。置いてくださいというから隅っこに置いておいただけ、それ以上何をしていたのかということだと思います。こういう民間の企業が非常にいい事業を行っているわけですから、こういうものを利用して町が事業展開をしない手はないと思いますよね。これを全部今厚岸町でつくるといったら莫大な経費がかかります。安いものですよ、こういうものを利用させてもらったら。この点についてはいかがでしょうか。

以上が1問目の質問でございます。

それから次に、自転車の交通安全対策に入らせていただきます。

厚岸町では大変ありがたいことにと言いますか、運のいいことにと行ってはいいんでしょうね、全国では非常な数の今自転車での事故が出ておまして、自転車が被害者になる場合、それから加害者になってしまった場合というのが出ています。

自転車で加害者になって、人にぶつかって死亡事故を起こしたとき、あるいはそれに匹敵するような重大事故を起こしたときは大変悲惨な結果になります。というのは、自動車の場合には強制的に保険に入りますね。たまに全く入っていないのがあってちょっと話題になったりすることもありますけれども、大体強制保険だけじゃなくて任意保険も入っている人が普通です。というように、万が一の手当てというのが相当厚くされておりますが、自転車の場合にはその制度がありません。共済何とかという程度のもので、これはたしか80万円ぐらいなものですから葬式代の足しにもなりませんね。ということで、全く自転車で事故を起こしたときには、抜き身の刀を振り回しているような状況です。

それで、今非常に問題が出ておるわけですが、3月の議会で大分私問題点を指摘したので今くどくはやりませんが、今のお話を聞いておりますと道は道路交通法違反を奨励していると、こういう話だそうでございます。やむを得ずというまぐら言葉をつければ道路交通法は無視してもよろしいということは、道路交通法には書いておりませんね。しかし道はそれをやっているわけですね。何も厚岸町がそれに倣わなければならない手はないということで、私は道路交通区分についてはきちんとした標識を立てるということをやっているかということ提唱したわけです。それがなかなか難しい、町道以外のところでもって道や国が動いてくれない、もうちょっと時間をくれと。町長は先ほどいい感触ではないんだと間違っって言っちゃって、あれはいい感触だということですから、それはもう大いに結構なん

ですけれどもね。町道がもう既に終わっているかと思ったんですよ、こういう手当てがね。ところが進めたいと言うんですね。これはちょっと解せないですね。私の質問したのは3月です。ただいま12月です。8カ月か9カ月たっております。その間進めたいで終わっている。タイヤヒラメはごちそうだけにしておいてください。

特にですね、これは町民の命に直接かかわる問題です。町政というのは大変に間口が広く、その業務を一つ一つ上げていったら何日もかかるぐらいあるでしょう。しかし大きく分ければ、町民の生命、身体にかかわること、経済活動にかかわること、その他教育、文化、芸術、もろもろにかかわることというふうに大体分けられると思うんです、大まかに言いますと。特にその中でも町民の命にかかわることということは何をおいても進めなければならない大事なことだと思うんですよ。それがこの9カ月間具体的な成果が出ないというのはどういうことなのか。まさか、投げておいたわけではないと思いますので、具体的にどういうことをやったのか。検討してきましたというような抽象的な話ではなくきちんとご説明をいただきたい。

それから、教育委員会ですが、自転車のシーズンからいうと1年間ですね、どういう指導をなさいましたか。子供たちは私は何人か——10人程度ですが当たってみましたが、自転車が歩道を走るものだというふうに指導を受けていると異口同音に言ってます。指導者はどういうつもりで言ったかわからないけれども、子供にはそういうふうに伝わっています。それが違うのであれば違うんだと、こういうふうにして子供たちはこういうふうにいるということできちんとお答えをいただきたい。なお、無灯火、二人乗り、そういうものについてもどういう指導を行って、その指導の実をどのように上げてきたか具体的にお答えをいただきたいんです。

それから、よく交通安全の話をするとモラルの向上を図るという言葉が出てくるんですね。

議 長 室崎議員、まだ大分かかりますか。

10 番 いえ、そんなにかかりません。

議 長 15時から休憩にしたいと思うんですけれども。

10 番 ちょっと今ここのところもうちょっとで終わりますから。

議 長 もう48分、約50分やっているんです、あなた。

10 番 それでですね、モラルの向上という言葉をよく言うんですけれども、モラルではないんですね。法規を遵守するというのは法規に従うかどうかということですから、

モラルの問題ではありませんのでね。その点、モラルの問題と法規の問題と明確に区別してお答えいただきたいんです。

その次に、3番目のアサリを初めとする被害の問題であります。これについては今いろいろな調査、研究が行われて具体的な成果、要するに生態がわかりつつあるということですので、これに期待をするということです。

それで、いずれにしても漁業者自身の努力もさることながら、やはり漁業者個々、あるいは漁業組合だけではできない部分というのも非常に多いと思いますので、そういう点での支援といいますか協力といいますか、これを十分にお願ひしたい。これは個々の漁民の方に対する支援というよりは、厚岸町の非常に重要な産業をどのように育てていくかという分野でございますので、その点でお願ひしたいわけです。

それで、水試に生態調査を含めて試験等をお願ひすると言っているんですが、これについては水試の方ではこれを受けて行うという感触を得ておりますか。それとも、単にこれからお願ひしてこれからの話とするということなんでしょうか。その点についてもお聞かせをいただきたいわけでありませう。

以上が、2回目の質問でございます。

議長 暫時休憩いたします。再開は3時半。 休憩時刻 15時03分

議長 本会議を再開いたします。 再開時刻 15時30分

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、室崎議員の2回目の質問に対する答弁を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、私から障害児と聴覚障害のご質問についてお答えを申し上げたいと思っておりますけれども、ご案内のとおり私は10月に来て十分承知していない点もありますので、細かい点等につきましては担当の者からも補足説明させますことについてご理解を賜りたいと思っております。

初めに、障害児の最初の部分、当然前段の方では障害児を発生させないということから始まるわけでありませうけれども、そういった意味では私どもの保健事業が非常に大きな役割を担っているというお話もありましたし、私も認識をしております。

そこで、ご質問の現場の担当者の教育の問題でありますけれども、中身の問題をご質問されましたけれども、日進月歩非常にそういった意味では専門的な問題では

進んでおりますし、そういう意味ではきちんとそのことが身について対応できているのかといたら、やはりまだまだできていないというふうに言わざるを得ません。

それから、手帳交付している数字を述べただけけれどもそれがすべてなのかというご質問については、そういう現状になっているというお話でありまして、これをもってすべてという話にはもちろんならないというふうに思っています。

さらに、今度療育関係に入ってまいりますけれども、ご指摘の母子通園センターのパンフレットの中身の問題と定数の問題、あるいは職員の問題についてであります。北海道の補助基準等がありまして、その数字の問題と、あるいは私どもの実施規則、あるいはそういった補助基準の中で私どものスタッフの中で受け入れる態勢と実際の補助基準が違っているということがわかりました。この実施規則が現状に合っていないということでもあります。そういう意味では、この実施規則をこれらの現状の運営の中と合わせるような改正が必要であるというふうに思っています。職員の関係でありますけれども現在3名であります。1名は所長という形で課長補佐が兼務をしております。残りの2名のうち1名は有資格者、1名は資格を有しておりません。この2名はいずれも臨時的任用であります。

次に、母子通園センターの専門職の問題でありましたけれども、基本的には障害児に対する療育につきましては、ご案内のとおり1次、2次、3次療育圏というふうを示されまして、1次というのは今申し上げます私どもの母子通園センターでありまして、さらに高度な専門職を配置をしてこの1次をケアするための2次療育圏、そしてさらにこれらの1次、2次を包括する3次療育圏と、こうなっておりますけれども、どうしても規模的にも財政的にも専門スタッフを配置できない1次療育圏のために2次療育圏のバックアップをいただいております。2次療育圏は白糠学園でありますから、こちらの方からの専門職の皆さん方においでをいただいて、私どもは地域医療センター事業としてこれらの指導をいただいております。そういう中にありましても、今のスタッフを各種研修へ出したり、私どもの直接的な内部の事業として指導技師による教育をさせていただいております。

さらに、パンフレットによる募集要項の年齢の限定でありますけれども、これらにつきましては実は根拠がないと言わざるを得ないわけでありまして。この問題につきましては、福祉法では就学前まで、あるいは北海道の通園センターの事業実施要綱の中では学童児、いわゆる小学生まで利用することができる、こういう問題もあ

りまして、これは今申し上げましたように私どもの受け入れスタッフとの関係でこのようになったのではないのかなど。はっきり言って根拠がないとしか申し上げられません。申しわけございません。

次に、母子通園センターと他機関との連携でありますけれども、今申し上げました地域医療センター事業によりまして医療機関、町立病院の小児科やあるいは保育所との連携がとられておりますけれども、本年度からこの事業の中で私どもの指導技師が中学校へ参りまして障害児の皆さんの療育訓練もさせていただくような連携がとれてきたというような実態でございます。

それから、児童館との関係でありますけれども、5人しかとらないという話が出ていると。これはあくまでも補助を満たすためには5人の受け入れだということでありまして、5人に限定しているという状況ではありません。

もう一つは、政策と補助金との関係がご質問されましたけれども、確かにご質問者のおっしゃるとおりでありますけれども、残念ながらここに行くまでにはやはり全体の財政の問題等も、どうしても私どもはこれらの事業を進めるためにあってはネックになってきております。どうしてもやはり事業するためには補助金に頼らざるを得ないという状況の中でこのような発言にもなりましたし、本来中身の問題からいってどうあるべきなのかという議論が先であるんでありますけれども、現状地方財政を考えたときにこんなふうなことになってしまったということについてご理解をいただきたいというふうに思っています。

レスパイト事業につきましては、私ども保健福祉からは4人参加をさせていただきました。1人は具体的な事業の担当、あと3人は内部のほんのお手伝い、こういう内容でありました。

また、ご質問の中で、この町で住んでいくためにやはり学業を終えた段階で仕事があれば住めないんだと。作業所などの仕事ができる場所の確保が必要ではないのかと。ごもっともでございます、先日も私は福祉を担当するようになりまして芽室町に行ってまいりました。そのときには、無認可の中で3人、4人、こういう単位で始めたというお話を聞きました。今は30人にもなったと。それはある意味では施設に押し込められた人たちが、自分たちのふるさとへ戻ってきて両親と一緒に生活ができる、そしてご両親も子供を連れてショッピングもできるようになった、そういうお話を聞かされて実は感動してまいったわけでありまして。結果的には今30

名にもなりまして、今後は認可をとりまして、新しい施設の着工が進められ1月に開所するという話も聞きました。私どもも構想の中では、今父母の皆さん方が集まっていろいろな組織もつくっております。そういう中でいろいろなお話も聞く機会が多くなってまいりました。この父母の皆さん方とこれらについてもどういう形でどうあるべきなのかということについて十分話し合いをしていきますし、そこに行くまでのプロセスについても段階を踏んで実施可能なものからぜひ取り組んでまいりたい、そんなふうに思っております。

もう1つの窓口の問題でありますけれども、形上は本年10月から障害福祉係という係をつくらせていただきました。これはあくまでも形の問題です。本当の意味でいろいろなご障害を持った方、大変な思いをして相談に来られる方に本当の意味での相談窓口になるように私どもも進めてまいりたい。そういうふうに考えておるところでございます。

次に、聴覚のご質問でありますけれども、冒頭申し上げましたように、大変な問題が内在していることを改めて示唆されました。ご質問の中にもありましたように、コミュニケーションがとれないという障害がある。それは基本的人権まで及ぶ大変な問題だということを、私どもはこのご質問をいただいた段階で、その保健福祉業務を預かる管理職という3人が本当に驚いた次第であります。

そういう意味では、大変な問題が散在しているだけにこれからどう手をつけていったらいいのか、だったら手のつけられるところからやろうというふうに意志統一をいたしましたし、そのことは職員にも理解をもらいながら、いわゆる私どもの考えと職員の考えが同じで、そういった方向で進んでいくような取り組みをしなければいけないというふうに思っています。

その中でご質問をいただきました障害を持っている方は、1級から6級までで現在63人いらっしゃいます。その実態は全くつかんでおりません。申しわけございません。言ってみれば、いろいろな障害がある中でデッドゾーンになっていたんじゃないかと改めて思う次第でありますし、大変申しわけなく思うところでございます。

NTTの手帳にしてもそのとおりであります。町民課の窓口には設置していただきましたけれども、肝心のあみかの中ではご指摘されるまで設置をしていなかったという大変お粗末な状況であります。

そういう状況の中でありますから、改めてこの問題を認識をし、ここからできる

ものから進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 長 教育長。

教育長 私の方からは言葉の教室と就学指導に関してお答えいたします。

まず、言葉の教室に関してでございますけれども、これは厚岸小学校の中に現在設置してございます。身分的には特殊学級担当の中の言語専門の教諭が担当しております。しかし、言葉の教室の設置に当たりましてはですね、当然就学後の子供たちの指導だけでは言語指導というのが完全ではない。というよりも、もっと小さい時期から指導することが望ましいという見地に立ちまして、ゼロ歳児から対象にいたしまして言葉の教室を設置しているという状況であります。

業務内容につきましては、まず言葉と聞こえの教育相談、これにつきましてはゼロ歳から中学生までのお子さん、保護者、関係者を対象としておりますし、次に通級指導、これにつきましてもゼロ歳から中学生まで。母子通園センターの中から言語に障害のある乳幼児から中学生まで通級しているという内容であります。3点目として学校訪問、これにつきましては通級する子供たちがどのような状況で授業を行っているかというものを含めた授業参観及び担任との意見交換、指導等の学校訪問を行うというような内容です。それと、4点目がこの次の問題に絡みますけれども、就学相談、これは小学校に上がるときにどのような学級——普通学級で通級が適当なのか、あるいは特殊学級を設置すべきなのか、あるいは特殊教育小学校に入学が望ましいのか、そこら辺の判断も含めて、お子さん、保護者等と面談をする中で対応していく。そういう業務でございます。それと5点目としまして、これは校内業務として全児童の聴力の管理、聴力検査、あるいは特殊な教育的指導を必要とする子への言語領域サポートなどを行っているという内容でございます。

なかなか難しい問題を抱えておりまして、先ほど申したとおり同種職員によるサポートという問題がひとつはらんでおりますので、ぜひこれは町として必要なことだということで、特殊学級の設置がなくなるというような事態に陥ったときにこの言葉の教室自体の存続にかかわるといような問題もはらんでおりますので、私としてはできるだけこの体制を今後どのように強化していったらいいのかなというのを検討しているという状況でございます。

次に、就学指導の問題でございますけれども、基本的にはまず1つには小学校上

がる前にどのような教育的な支援を必要とするお子さんがいるのかというのを把握するという目的で母子通園センター、あるいは幼稚園、保育所等々の意見を聞きながら、まず厚岸町内に就学指導検査委員会というのを設けております。その中で、今年度就学されるお子さんたちがどういう状況かというのをまず把握していくということです。

それを現在のシステムからいきますと、釧路管内就学指導委員会というものがございまして、こちらにかけることとなります。ここの構成メンバーなんですけれども、先ほどご質問ありましたけれども、管内の就学指導委員会につきましては精神科医、あと教育心理学専門家、児童相談所所員、あと管内特殊教育学校関係者、あと言語治療専門家、教育委員会代表、教育局の特殊教育担当等々約10名で組織されておりまして、実際の検査内容につきましては田中ビネー式知能検査、あるいはベンダーゲシュタルト検査等々の検査を、主に児童相談所の判定員が中心となって行い、その判定を踏まえて今申しました10名の委員の構成によって判定基準、例えば普通学級が適当ではないか、あるいは通級が適当ではないか、特殊学級設置が適当ではないか、特殊学級が適当ではないかというような判断を行っているということです。それを受けまして、もう一度町内の就学指導検査委員会が、その内容をもとに父母ともう一度お話をすることでその子の就学について決めていっているというような内容でございます。

ただですね、管内の就学指導委員会についてですけれども、私自身は若干問題があるというふうに感じております。というのは、確かに専門家の方々が検査をされているんですけれども、その客観性とは何ぞやと。正直申しますと、これは管内ですと70数名を3日間で検査しております。ですから、面談に至っては5分から10分程度の面談です。その中で客観的にこの子が知的なのか、あるいは情緒なのか、しかもそれがどのランクの障害に相当するのかを専門家が判断するといいますけれども、長年の地域でその子を見ている人たちの意見がややもすると反映されないという場面も出てくる。ただそれが本当に客観的なのかと。専門家が出したから客観的かというとは私は一概にそうは言えないんじゃないかというふうなこともありまして、今後、管内就学指導委員会から抜けて、あるいは案として郡——厚岸、浜中が協同して設置する、その中でその子を見ていたお医者さん、あるいは事情をわかっている専門家の方々を含めた独自の就学指導委員会というのも設置可能ということ

で教育局との打ち合わせもできておりますので、将来に向けてはそういう方向で今後就学指導を行っていききたいということも考えております。

以上です。

議 長
病 院
事 務 長

病院事務長。

ご質問でございました聴覚障害者の病院の対応ということでございますけれども、看護部の報告等の中では聴覚障害者は今のところはいないということでございますけれども、難聴の人はやはり数名いらっしゃるわけでございます。それらのカルテに明記をしております。職員がそれなりに対応しているという状況でございます。

いずれにいたしましても、これからそういう聴覚障害者も当然病院にかかれるわけでございますから、今後の対応策を講じるように、看護部とも十分協議を進めてまいりたいなど、こう考えております。

議 長
町民課長

町民課長。

私の方は役場の窓口における聴覚障害者の皆さんに対する対応の問題について、一番お客様を迎える機会が多い課としまして、私の方からご答弁をさせていただきます。

今の庁舎に移ってから既に十数年になりますが、この間ずっと窓口にいる担当者といたしましても記憶としてお一人全く耳の聞こえないという方がいらっしゃって、その場合には筆談による対応をいたしましたということでございます。私どもの課にお見えになりますのは、住民票が欲しいですとか戸籍が欲しいですとかという目的がはっきりしておりますから、そういう意味では筆談でも短い時間で用事が足せるのかなというふうには思いますが、特に業務としてマニュアルは持っておりません。そういう意味で、今病院の事務長の方からお話ありましたが、難聴の方はいらっしゃいます。家族が同伴でいらっしゃるという場合もかなり多いんですが、筆談で対応させていただくということを基本にですね、これからも窓口の対応の機会の多い課といたしまして、課の中でもそういう指示、決定をしていきたいというふうに思っておりますし、もしうまくいかないという事例が出た場合にはまた私どもも研究をさせていただいて、どうしたらいいんだろうということも研究をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

議 長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

私の方から、まず聴覚障害者の方に対する防災無線の例が出されておりましたので、その件についてお答え申し上げたいと思います。

おっしゃられるとおり、防災無線、音声での周知でございます。当然、聞こえない、周知がされないということはそのとおりでございます。ただ今までそういった部分を配慮した中での防災無線の方を考えていたかと言われると、確かにその部分は欠如していたのかというふうに思っております。

やはり、例えば広報紙であれば声の広報という部分がございますけれども、逆版のいわゆる目で見ると周知、こういった部分を考えていかなきゃならないなというふうに思っております。この辺につきましては、保健福祉課、それからそれぞれの情報を提供している——行政広報ですけれども、そういった情報を提供している、こういったことと連携しながら、そのあり方という部分を今後検討してまいりたいなというふうに考えております。

一方、災害の情報でございますけれども、例えばファクスを利用するという方法もあるでしょうけれども、災害時に不通になるというようなことも十分考えられるわけでございます。この辺につきましてはやはり地域でのそれぞれの協力体制というものも必要になってくるのかなというふうに思いますので、今後の防災体制についてはその辺につきましても念頭に置きました対応づくりという部分に心がけてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続いて、2番目の自転車の交通安全対策という部分についてお答えを申し上げます。

まず冒頭、取り組みが遅いのではないかとこの部分につきましては、私もちょっと返す言葉がない部分がございます。この辺についてはおわびを申し上げたいと思います。

ただ、経過等についてご説明を申し上げたいと思いますけれども、2月の指摘がありました後、先ほど町長の答弁の中でも触れさせていただいておりますけれども、道交法に照らして現実どう指導して今後どう指導していったらいいのかという部分が一番のやはり私どもの課題と言いましょか、そういう部分でございました。それで、警察署を通しまして公安の意見を聞くとか、こういうようなことで見解をお聞きしていったわけでございます。

そういった中で、実態といたしまして自転車のいわゆる人身事故、こういったものについてのほとんどが対自動車事故であるということでございます。ちなみに、本年に入りましてから10月末に道内の交通事故死の中で65歳以上の方が全部で120名亡くなっているんですが、そのうちの16名が自転車による事故、これも全部対自動車事故ということで、13%強が自転車の事故である、自転車のしかも車との事故であるということでございます。残念ながら、厚岸町におきまして、これがやはり11月末なんです、今年に入りましてから自転車の人身事故というのが5件発生しておりまして、物損事故が2件でございます。このうち70歳以上が2件、それから16歳以下が4件、成人に至ってはそのうちの1件ということで、実際に事故に遭われる方というのはお子さんであったり、あるいは高齢の方である、しかもこれもすべて自動車との事故であったと。

このような現状でございまして、確かに道交法に照らし合わせますとおっしゃられるように自動車専用道路、ここしか通れません。そういう中なんですけれども、そういうような現状があるということと、一方では自歩道に指定できる幅員そのものが確保されたり、そういうような構造になっている歩道がすべてになっているかと言いますと、そういう状況でもないという中で、やはりこのような重大な人身事故を防止するということを優先させる上では、このような現状の中では、歩道はだめだから車道を走りなさいということは言えないんだというようなことございまして、先ほども町長の答弁の中で触れたように、やむを得ず歩道を通行するように指導しているんだということでございます。

このようなことございまして、先ほども言いましたように事故の実態等を見ますと私どもも今、歩道は自転車が通過できるのは自歩道以外は通過できません、車道を通りなさい、通らなければだめですというような指導につきましてはちゅうちょをせざるを得ない状況で来ていたということございまして、まずご理解をいただきたいと存じます。

その上で、交通安全教室、こういった中では先ほども言いましたように歩行者、当然歩行者がいるわけでございますから、歩行者を保護するという観点、この辺について十分気をつけてくれというようなことで、歩道につきましては歩行者が優先なんだというような部分についての意識、こういったものを十分持った上で安全に注意してほしいというような部分を力を入れながら指導してきたというような内容

でございます。

それから、先ほども町長の答弁の中で触れておりますけれども、しからば今町道の中でいわゆる自歩道にできるような道路がないのかということで、実は調査も道路の担当の課の方で調査しているわけですが、そういった中では当然これも公安委員会との今後の協議になりますけれども、可能性のある歩道も現実的にございます。こういった中では、やはり町内の歩道すべてが自歩道の指定というのは法令的に難しい部分もございますけれども、そういった可能性のある部分についてはそういう関係機関とも協議しながら、やはり自歩道の指定を受けて適法な状態にすべきだというような考え方——これにつきましては本当に取り組みが遅いということございまして申しわけなく思っておりますけれども、先般も役場庁内の関係課、それに警察の関係者の方にも来ていただきまして、扱い、こういったような部分で協議をさせていただいております。

方向性といましては、先ほど触れましたけれども自歩道にすることが適当だと、そういうような構造を持ち合わせている、公安委員会の方もそれが適当だと、こういうような範囲の中で、やはり広げていくことが大切だというふうに思っておりますので、そのように取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

議 長
教 委
管理課長

教育委員会管理課長。

私の方から小、中学校における自転車の交通安全指導の関係につきましてご答弁させていただきます。

本年度につきましては、特別活動として学級活動等の中で小・中学校全校で交通安全指導を行っております。また、自転車の安全な乗り方指導ということで、これは実技指導でありますけれども、これを小学校におきまして9校すべてで行っておりますし、中学校の方では4校で実施しております。こうした中で、歩道を自転車で通行する場合は歩行者が優先しますよということで注意をしてください、さらには状況によっては徐行、あるいはおりのようにと、このような形で歩行者の通行の妨げにならないようにとの指導を含めて行っております。

2点目の自転車無灯火、あるいは二人乗りの指導の関係でありますけれども、こうした指導注意を行った件数につきましては13年度あるいはその前の12年度、いずれも12件注意の指導を行っておりますけれども、これはあくまでも各学校の専任補

導員の街頭補導実施の中で行った件数であります。その場合については、その旨を各学校の方にも連絡をして、学校の方から指導をするようにしております。しかし、このケースについては氷山の一角と申しますか、実態はまだたくさんあると、このように考えておりますので、今後におきましても自転車の安全な乗り方、マナーあるいは歩行者優先の考え方につきまして校長会、あるいは教頭会の中で効果上がる方策等々について十分話し合いを持ちながら、各学校において指導を強化するよう指示してまいりたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

議 長
水産課長

水産課長。

私の方から三角ツブのご質問に対しましてお答えを申し上げたいと存じます。

三角ツブの状況に当たりまして、それぞれ先ほど町長の方から答弁を申し上げておりますが、漁業者みずからがそれぞれの島において手作業で除去をしている実態にございますけれども、町といたしましても何かの支援をとということでござりますが、先ほどの町長の答弁にもございましたが漁業協同組合が平成15年におきまして新たに事業といたしまして三角ツブ駆除事業、いわゆる肉食性巻き貝駆除事業ということで計画をいたしてござりまして、町といたしましてもその支援の内容等を現在検討をいたしているところでもござります。

これらの支援によりまして、漁業者の三角ツブの駆除作業ができるだけ円滑に行われるというふうにも期待もいたしますし、さらに各機関、普及所等で実施いたしております調査、研究の結果、成果などに基きまして、効率的な駆除方法等の対策につきましても反映をさせてまいりたいというふうにも考えてござります。

とりわけ、質問者がおっしゃってございましたですけれども、平成13年度におきまますカキ、アサリの水揚げ額を申し上げますと、カキでは4億 5,000万円、アサリでは3億円と、こういった水揚げの金額がございまして、厚岸湾におけます漁業の沿岸の漁業では重要な位置を占めているというふうにも考えますし、私どもも平成10年から取り進めておりますシングルシード方式によりますカキの種苗生産、さらにはそれに結びつくカキの養殖事業の展開にも発展していく重要な産業であるというふうにもとらえております。

最後のご質問でございましたが、水試への調査依頼等の関係で現在その感触はどうだと、こういうご質問でございましたが、水試への要望につきましては平成14年

度で要望をいたしておりまして、内容的には肉食性巻き貝の生態学的研究と駆除方法の検討と、こういうことでご要望を申し上げておりました。それで、14年度の段階ではこの要望を指導所におきましてご答弁申し上げておりますが、分布調査及び産卵発生時期把握のための生態調査ということで指導所が対応をしたところでもございまして。さらに、15年度に向けての要望も提出をいたしておりますが、水試の方では地元の指導所と連携の中で対応をお願いもしたいと。加えて、先の16年度に向けまして指導所がやっている調査内容で不十分な点があれば、その部分についてさらに調査等をお願い、要望していただきたいと、こういうことで対応をしまいたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長 10番、室崎議員。

10番 非常に3問とも誠実な、非常に本来答弁者としては言いにくいんじゃないかというのを赤裸々におっしゃる形での答弁をいただいたことには非常に感謝しております。決して私の方の質問は何かどこかの弱点をほじくってどうだというようなことと言っているわけではなくて、双方が問題を出しながらいい行政をやっていきたいということと言っているあるわけですが、それを非常に真摯に受けとめてくださっているということがよく見えますので、その点は大変私はありがたく思っております。

それで、まず1点目に関しましては、いわゆる現場の担当者が大いに力を持ってもらわないと、なかなかこういう場面での施策は実を結び得ないということなんです。決して今の担当者が全然力がないとか、そういう意味ではなくてね。そのためにはですね、やはり実地研修とでも言うんですかね、例えば医療に関する分野であるならば医療機関の中に入っての研修を受けなければ、年に一遍何時間か札幌あたりに集まって講演会を聞いてくるようなものではやはりだめでしょうね。そういうものがこれから必要ではないかと。

それからもう1つは、いろいろな形での研修を受けた方はそれを持って帰った後伝達講習会をきちんとやらなきゃだめだろうというふうに思うんです。これは何も福祉課のこの場面だけではなくて、これは町長がよくおっしゃる職員の意識改革ということの非常に有効な手段だと思っております、各分野すべてにわたってのことなんです、今回は一般質問のこの範囲ですからそこでの例として申し上げる、そのことが必要ではなかろうかと。

それから、母子通園センターでは2次療育圏の専門スタッフによる支援を受けるという形で進めていくんだと、それはよくわかりますが、ここでも今申し上げたような実地研修やそういうもので、言語聴覚士、作業療法士、あるいは理学療法士、全部入ると思いますが、そういう人たちは今どんな問題をどんなふうに分野で扱っているのかということぐらいはわからなければなりませんよね。そういう意味でのやはり実地研修は非常に望まれるであろうと思われまますので、その点にお答えいただきたい。

それから、利用定員については管理規則ではおおむね20名、道の実施要綱では5人以上というふうになっておりましたのは、これは道の実施要綱は5人に限るという意味ではなくて5人以上いなければ補助対象にならないというだけのことでしょ。ですから、5人に限りますということにはなりませんよね。そのあたり、きちんと実態に合わせた運営を行っていただきたい。

それから、対象者に関しましてもそのたぐいの問題があるということがわかりましたので、それについては十分ご検討をいただきたい。

それから、他機関との連携というところは非常に弱いのではないかという気が今のお話を聞いていたしました。町立病院との小児科との連携というふうに今おっしゃったんだけど、例として、小児科医はいなくなりました。そういう点では非常に弱いですよ。だから、町内だけではなくて町外にも広くアンテナを伸ばしていくということが非常に大事であろうと思いますのでご検討いただきたい。特に前回の議会で、「みんなすこやか厚岸21」その話をしたときに、いわゆる町外の、それこそ国内でも相当ハイレベルにあるような方でコンタクトをとる気になればとれるような人もいようだと、そういう方を含めていろいろな支援を受けるべきではないかということに対して、町長はそういう人が応援してくれるなら大いに結構、どんどんそういう人たちの力を賜りたいという趣旨のご答弁をいただいておりますのでね、そういう発想はここでも持っていただきたいと、そういうふうに思いますのでよろしくお願ひしたい。

それから、先ほどの答弁の中に学習障害についての話がなかったので、これについては補足していただきたい。

それから、教育委員会の方では言葉の教室と、それから今の母子通園センターがお話を聞いているとだんだんダブってくるんですね、内容が。ですから、そのあた

りで並列の方がむしろいいのか、あるいはそこでもってある程度の連携以上の融合性を図りながら強力にしたものにしたらいいかということを含めて、教育長は強化を図るためにどうすればいいのかというときに、そういう視点も入っているのではなかろうかと思いつきながらお聞きしておりますが、このあたりについては対象となる人の立場に立ってより強化という視点をどうか持って進めていただきたい、こういうふうに思いますがいかがでしょうか。

それから、就学指導の問題についてはよくわかりました。問題点を含めてのお話ですのでよくわかりました。その上で大事なことは、母子通園センターにも来ないし通っていないし、それから幼稚園、保育所にも通わないと、そして6つですか、7つですか、小学校になって上がってくるような人がいたときの把握、これがどういうふうに行われなければならないかという問題ですね。

それともう1つは、今まさにおっしゃったように専門家が5分や3分見ればそれが客観的な判断だというものではないというふうにおっしゃった。問題点よくつかんでいらっしゃると思うのでくどくは申しませんが、結局は地元で生まれたときからどういう手当がきちんとされているかによって就学指導もスムーズにいくかどうかが決まると思うんですよ。そういう意味で、福祉と教育委員会の連携というのは非常に本人にとって大事なことですよね。その点をよろしくお願ひしたい。

それから、聴覚障害については福祉課では問題点を押さえたということですので、今後の推移を見守らせていただきたい。

それから病院ですが、聴覚障害者は来たことがないが難聴者は来たことがあるという言い方をおっしゃったが、難聴者というのは聴覚障害者じゃないんですか、そういう発想なんですか。

それから、ほとんど聞こえないという患者さんに向かって、耳元で看護婦さんがのどをからしながらいろいろ指示を出していたというシーンを私は見えていますよ、この目で。もう少し、今福祉課で言った答弁のような問題点を明確につかむ発想を持ってご答弁をいただきたい。

それから町民課ですが、お話を聞いているとそういう方が来たということは皆無に等しいというお話でした。そういうマニュアルはないが、もしうまくいかないようなことがあったときには考えると、そういうふうには聞こえたんですが、実はうまくいっているのは本人の方の努力なんですよ。家族がついてくるとか、そういう人

はもともと出てこないとか、そういうことなんです。だから、自分たちの面前であそここのいすに座った人の中で耳が聞こえなくて困ったというのがない限りそういうものはないんだという発想はやめていただきたい。むしろ、そういう人たちがどんどん窓口に来れるような体制をつくるにはどうするかという発想になっていただきたいので、その点、ご答弁のちょっと言い方が悪かったんだろうと思いますので補足していただきたい。

それから、自転車に関してなんですがどくは申しません。問題点もよくつかんでいらっしやると思います。私が言うのは、自転車が歩道を走っちゃいかんから危ない車道をどんどん走らせろというわけではありません。私自身も歩道を自転車で走るとはよくあります。とてもおっかなくて車道を走れない、そういう状況です。自動車よりは自転車、自転車よりは歩行者の方が交通規範の適用については緩くなりますよね。それは人を傷つける可能性が少ないからということだと思えます。ただし、自分が被害者になる可能性は多くなりますよね。

そういう中ですね、やむを得ずというまくら言葉はですね、歩道を手当ても何もない、いわゆる自歩道になってもいない歩道を道路交通法違反だということを承知の上で走らせるところにやむを得ずをつけるのではなくて、多少基準を甘くしようが基準を無視しようが、自歩道としてきちんと走ることができるんですよというところにやむを得ずをつけていただきたい。それがどうも逆でないかと、道の考え方自身が。

だから、大変失礼な言い方をすると、やむを得ずという言葉をつけることによって昼寝しているということになるんじゃないかと。そういう手当てをする方法は道路交通法の中にあるわけですから。それを適用するときになったら、急に難しいことを言い出してなかなか認めない。しかし、自歩道でもないんだから自転車で走っちゃここはだめなんでしょと言うと、やむを得ず走りなさいと言って逃げる。これは非常によろしくないですね。ということを強く公安委員会と言うんですか、そういうことのお役所ですね、そういうところに主張して、そして少なくとも町道については自転車で走れる町道の歩道については全部手当てしてありますというような状況をつくるだけのやはり腹構えを持っていただきたい。

危ないからと言いながら、交通違反をしなさいという指導はやはりよくないです。これはなぜよくないかという、もし事故を起こした場合ですね、自転車が加害者

になったときを考えてみてください。やむを得ずということの指導を受けていたとしても、この人は交通違反行為を行って人を傷つけたということになりますよ。これはやはりよろしくない。だから、そこを考えたときには、やはりやむを得ずというまぐら言葉は自歩道をつくる基準を多少なりとも緩めるというところにつけていただきたい。これは切にお願いします。

それから教育委員会ですが、どうも今のお話を聞いていると学校に対してこういう要望なり通達を出しましたという話で終わっている。私はどういう効果が上がっているかということを知っている。そこまでの調査は何も行っていないということですか。こういう問題の指導については、やはり効果がどの程度上がっているかというところまでいかなければ本当の意味での指導ではないですね。よく一片の通知をもって事を済ませたというようなことが新聞に書かれていますが、まさかそんなことで済ませているわけではないでしょ。そのあたりについてもう一度、簡単に結構ですからご答弁をいただきたい。

以上で終わります。

議 長
保健福祉課
長

保健福祉課長。

ご質問にお答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、1990年以降急激に医療の方が変化をしてきているという状況に聞いております。そこで、ご質問者のお話があったように、私どもは専門研修会に出席した者だけの問題ではなくて、ご指摘にありましたこのことをもって関係職員へ伝達講習を必ず行ってまいりたい。それにとどまらず、平成15年度から医療職、栄養職等の臨床実習の実施もしてまいります。さらには、可能な限りもっと具体的な研修がどうあるべきなのかを含めて取り組んでまいりたいというふうに思っているところがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほどご答弁申し上げました地域療育センターの問題について、連携の問題で私町立病院と申し上げましたけれども、町立病院も含む釧路管内の小児科との連携等になっておりますので一部訂正をさせていただきますし、状況の中ではここにとどまらず、お話がありました町外の問題も含めて私どもの内部で十分検討して取り組んでまいりたい、そのように思いますのでご理解をいただきたいと思っております。

議 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

聴覚障害者の先ほどの私の答弁の中で、難聴の人は障害者じゃないようなお答えをしたのかなと思いますけれども、聴覚障害者は当然難聴の方も含まれるわけでございます。

先ほど私の答弁の中で、完全に聴覚障害の患者さんは看護部の方の報告の中にはいないということでございますけれども、難聴のかなり耳の聞こえの悪い方、補聴器とか何かかけている方は、先ほどおっしゃったようにカルテの中できちんと明記をして看護師が対応をしているというのが実態でございます。

いずれにいたしましても、これからも聴覚障害者が当然患者に来院した状態におきましては、やはり万全な対応をしなければならぬと考えておりますので、これらにつきましては看護部門を中心に対処策を一層講じてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長
教 育 長

教育長。

私の方からは何点かお答えいたします。

まず1点目、保育所、幼稚園、母子通園センターともに把握していない場合の児童が存在しないのかというようなご質問だったと思います。正直申しましてあり得るケースです。そして、何らかの形で定期健診等でそういう状態が把握できればいいんでしょうけれども、できないケースもまれに発生しているというふうに思います。現実問題としましては、就学指導委員会自体が1年生とは限らないんです。ですから、1年間、実は入学してみてもお子さんの状態を見る中で学習についていけない、あるいはちょっと普通学級でやるには大変だということが学校内で出てまいりますと、そのことによりまして親御さん、学校、教育委員会含めて協議をもって、2年次で就学指導を受けるというふうな形ももちろんとっております。ただ、できることであれば早く発見することが望ましいわけですので、その辺は保健福祉の方と協議しながら、できるだけ発見できるように努めてまいりたいというふうに思います。

次に、母子通園センターとの関係ですけれども、言語に関しては現状の中では特殊教育を受けてこられた先生が指導されるという中では、現状では今の形が望ましいという中で役割を果たしていく、今後も果たしていくというふうな姿勢をとっていきたいというふうに考えます。学習障害、LDについてでございますけれども、正直申しまして学校内部でもまだまだ認識が薄いというか、もちろん各種の専門雑

誌にはLD、ADHDについてのかんりの記述が出ております。ただ、現実自分たちが受け持っているお子さんがどういう状態だという中では、まだまだ認知されていないのかな。その中で、釧路管内におきましても、釧路の教育研究センターの講座などでも研修を行っておりますし、それ以外でも釧路市内でいろいろな研修が行われております。

ただ、一概に特殊学級がいいかと申しますと、LDの場合は特定の部門に欠落が見えるというケースが多いわけですから、学校内部での調整の中でチームティーチング、複数で指導する等の方法の方が望ましいケースが多いのではないかなというふうにも考えておりますし、今このことにつきましては学校、道教委の方でもかなり詳しくいろいろな情報が出てくる中で、今後そういう形でのTT等も考慮されていくのではないかなというふうに考えております。

小学校、中学校、横との連携の問題ですけれども、先ほどもお話ししましたけれども、その児童を中心として生まれたときからのケアマネジメントしていくという中では、現在も一時期意思の疎通を欠いた時期もあったようですけれども、就学前、小学校、中学校含めての連携が十分できているし今後もやっていけるだろうというふうに考えます。ただ、高校につきましては当然児童の希望によつての進学となりますので、個別にその高校の受け入れ等々は当然受験前に個々に協議をいたしております。そういう対応にしかならないのかなというふうに考えます。

議 長

町民課長。

町民課長

大変言葉足らずで失礼をいたしました。気持ちとして質問者からむしろ補足を言っていたということになりましたが、私ども役場が総合窓口体制をしくぞと言ってからもう4年目の半ばを過ぎました。そういう意味で、役場全体と言えますか、厚岸町の機能の入り口を任せられているという立場で、おいでになるお客さんに対してのサービスをどうするんだという立場で日々仕事を進めようということ、そこを意識しながらやっているつもりでございます。おっしゃられるように今までは聴覚障害者の方も含めて家族なり同伴者でおいでになってというのは現実の問題でありましたけれども、私ども町民課だけではなくて厚岸町全体として、おいでになる障害を持った方がお一人でおいでになるという場合についても、時間はかかるようになりますがお客様の立場に立った対応をさせていただくということで、町民課はもちろんでありますが厚岸町全体としての住民サービスという視点でこれ

からも進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

議 長 建設課長。

建設課長 町道の自歩道の標識の設置の関係ですので私の方から説明させていただきます。

自転車及び歩行者専用の標識、これは規制標識なんですけれども、基本的には道路管理者及び公安委員会が設置することができる。道路管理者が行う場合は、当然公安委員会と協議して設置するという形になるわけですから、当然自歩道としての設計指針ということは従来は2メートル50の幅、歩行者が2人すれ違って自転車がという、2.5メートルが一応設計の基準であります。ただ、昨年それが3.5メートルという幅に、自歩道の幅が設計指針が変わりました。

いずれにしても、そういう道路が町道にあるわけですから、今後今質問者が言われたとおり当然公安委員会と十分協議しながら、設置可能なところから設置していきたいと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思えます。

議 長 教育委員会管理課長。

教 委
管理課長 自転車の交通安全指導にかかわる効果における検証につきましては、大変申しわけございませんけれども行っておりません。今後の課題としてとらえさせていただきます。今後そういった面につきまして取り組んでまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 何か答弁漏れありますか。

10番 いや、いいです。

議 長 いいですか。

以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩時刻 16時37分

議 長 再開いたします。

再開時刻 16時38分

4番、佐藤議員。

4番 このたびの第4回定例会に当たりまして、さきに書面にてご通告を申し上げました質問通告に従い、町長のお考えをお伺いするものであります。

それにつけても、昨今の地域を取り巻く状況は21世紀という新しい時代に入っても社会経済情勢は混沌として落ち着かないのであります。現在、放映中のNHK大

河ドラマ、利家とまつを見てもわかりますように、柴田勝家と秀吉との間で賤ヶ岳の戦いが起こったのであります。利家は恩義のある勝家に従ったのであります。しかしながら途中で戦線を離脱し生き残りを図った。この利家に対し、ある人は情けない武将だと、こう思う人もあろうかと思えます。しかしながら、最後まで行動をともにしていたなら前田家は滅亡し、後加賀 100万石の繁栄はなかったのであります。すなわち、一国を預かる者が意地やメンツのために負け組につくと悲劇が起こるのであります。

つまり、厚岸町も率いるリーダーの先見性や決断力、あるいは実行力、何よりも増して情熱がなければ町民を不幸に陥れることになるのであります。新しい時代を見詰めて職員とともに汗し行動するトップリーダーは町民からの信頼は極めて大きくなるのであります。役場組織の統一した目的意識を高め、町長を先頭に、厳しくなる一方の行政運営に一層の努力をお願いしたいのであります。

最初の質問に入りたいと思います。

本年5月、釧路管内市町村行財政検討会議が明らかにしました行財政の現状と課題、この中で総務省が提示しております類似団体との比較で、市町村別の職員超過人数は釧路市で405人、標茶町、白糠町、また我が厚岸町でも100人ほどが超過人数と言われております。いま少し具体的に申し上げますと、現在管内1市5町村の合併協議会参加の町村と厚岸町の比較であります。もちろん一般論として釧路市のような人口の多いところは人口比職員の割合は数値としては小さくなる傾向となります。管内町村においても中心都市までの距離、あるいは町民サービス、あるいはニーズの違いから、公立病院の設置などで職員数に差異があることも承知をいたして申し上げるわけでありまして、人口比、正職員の割合は釧路町の0.96%、釧路市1.39%、鶴居村2.34%、白糠町2.44%、阿寒町2.48%、厚岸町は2.64%、音別町が3.56%の順になるわけでありまして。このことは1市6町村との比較だけでも、厚岸町の職員の割合が高いのであります。

このことは、一時代右肩上がりの経済状況の中で、さまざまな町民ニーズに行政が最大限の対応をすべく運営をしてきたものであり、加えて雇用の面からも考える理解もできる面もあろうかと思えます。あるいはまた、明治以来経済活動を初めさまざまな分野において大きくなることはいいことだという考え方が当然の前提となり、つい最近まで地方自治体も我が町の人口は今後何年間で何人になります、あ

るいは何人にしますというような、そういう目標を総合計画の中に掲げることが当然とされてまいりました。厚岸町でも同様であったのであります。つまり、我が国では大きいことは無条件によいこととされ、すべての組織が拡大することを目標とする社会が延々として構築されてきたのも事実であります。

ところが、今右肩上がりの拡大が不可能となってきたと同時に、大きいことや拡大することが必ずしもよいことや美しいことではないと思われる時代になりました。すなわち、小さな政府やスリムな行政であります。地方自治体も交付税の削減が予想される中であって、歳出のうち大きなウエートを占める人件費総額の抑制や削減は極めて急務であります。

示されました財政運営基本方針でも、国策としてとられてきた地方の均衡ある発展という地方自治の基本理念、いわば護送船団方式の地方運営をこれ以上進めていくことができなくなったとも指摘をしており、町長みずからも平成14年度の町政執行方針の中でももはや国からの潤沢な財源交付を期待できる状況ではなく、歳入の減収に見合う歳出構造への改革を進める以外に選択肢はないと言い切っております。

重要なのは、これらを進める、一步踏み出す決断と実行であります。仮定条件であれ、中期財政の推計結果は財政危機警報の発令と思います。なるほど、特定目的基金13億 5,500万円は平成16年度までの3カ年間ですべて繰り入れしても、16年度は9億 6,500万円の基金不足、つまり赤字となるのであります。その後も8億 200万円、7億 8,800万円と赤字が続き、財政収支は成り立たなくなるのであります。

したがって、財政運営基本方針の中で述べられております人件費削減対策のうち、平成16年度までの定員適正化計画を平成18年度まで見直し、財政危機を乗り越え赤字解消の見通しがつくまでの一定期間、正職員の定年退職者の補充をせず、効率的で機能的な組織を目指さなくてはならないと思うわけであります。

また、市町村合併論議の中でも、合併特例法の財政支援措置の期限が切れる2005年4月以降の地方自治体のあり方や枠組み、権限等が極めて不透明な中であって、人件費の削減効果の大きい定年退職者の完全不補充を合併特例法後のまちづくりの姿が見えるまでの一定の間続けるべきと考えますが、町長のお考えをお伺いするものであります。

行政の専門家の皆様の前で大変恐縮に存じますが、雑駁な計算で恐れ入りますが、平成14年度から同18年度までの5カ年間の削減効果を試算してみました。この中で

は法定福利費、いわゆる健康保険等の負担分は考慮しない中での計算で恐れ入りますが、定年退職者は5カ年で31名とお聞きしております。定年退職者の31名分の平均給与は一人年間 861万 7,955円でありますので、合計で約2億 6,700万円となります。それに、福利環境整備のための共済組合に拠出する退職年金の掛金、使用者負担分を仮に退職時の基本給45万円として掛金率 18.84%を乗じ、さらに31名分を乗ずると 2,628万円となります。加えまして、期末・勤勉手当、寒冷地手当分の拠出分 0.5%の掛金率を一人当たり約 230万円の手当額に乗じた額は 356万円となるのであります。定年退職者の不補充による人件費の削減効果は、実にこれだけで2億 9,680万円と計算されます。しかし、これも56歳から60歳までの平均給与をもとに計算しておりますので、法定福利費を加え、さらに60歳の給与で計算いたしますと実際は3億円を優に超える効果と思われるのであります。

また、厚岸町の将来人口を予測するとき、長期的には正職員の割合を減らし嘱託及び臨時職員採用枠に向け、厳しい雇用環境に対する雇用機会を拡大し、行政コスト削減のための採用計画が立てられないのか、あわせてお伺いするものであります。

次に、小学校給食費の免除措置に伴う学校事務の取り扱いについてであります。

それぞれの子育て世帯の状況についてはさまざまであります。一定の要件のもとに学校給食費が免除されているのでありますが、多くは所得の状況が一定水準に満たなく免除される場合が多いのであります。したがって、月々の収入が少なく、その負担を少しでも軽減するべく免除措置を行っているのでありますが、学校によっては免除世帯であるにもかかわらず学校給食費の徴収を行い、その後半年あるいは1年ごとに返金するという事務処理をいたしております。月々の収入が少なく、その軽減のために免除措置があるのであれば、事務処理の方法を変え、免除世帯にはそれ以後の徴収を停止するなどの事務取り扱いをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

例えば、この免除措置の申請は学校を通じ年度当初に教育委員会に申請されるとお聞きしております。したがって、第1回目の徴収及び自動振替日は5月となります。そのためには前年度の所得の状況を確認することが重要となりますが、通常の給与所得者世帯においては1月末日までに法定調書であります源泉徴収票が勤務事業所より提出をされますし、確定申告世帯につきましては3月15日までに税務署に提出され住民税分の申告書が厚岸町に送付されることになろうかと思っております。

したがいまして、免除の申請を3月下旬から4月上旬にかけて行い、免除申請の確認事務を経て4月下旬から5月上旬にかけて免除世帯の通知を学校に行い、それを受けて学校では第1回目の徴収月である5月からの徴収をとめることが事務的には可能でありますし、そのことが低所得者世帯の負担を少しでも軽減することになるものと考えますが、所管しております教育委員会のお考えをお伺いするものであります。

以上、最初の質問とさせていただきます。

町長。

4番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、1点目の職員定数と実数に関するご質問にお答えをいたします。

まず、財政見通しがつくまでの5年間程度の一定期間、定年退職者の不補充により職員数を削減し、もしくはその計画を加速させて人件費総額の削減を図るべきでないかとのお尋ねであります。町職員の定員管理につきましては平成12年3月に策定した第2次厚岸町定員適正化計画において、平成11年度345名であった職員数を平成12年から5年間で8名を削減し平成16年度には337名とする数値目標を掲げて取り組んできております。この推移の中で、現在の職員数は328名であり、目標とした平成16年度までの削減数を既に大きく上回る定員の減少となっております。これは定年退職者の不補充を断行し、加えて早期希望退職者が多かった結果であります。

このように定員の削減に取り組んできているところでありますが、組織機構の見直しや事務事業の改善等により、住民サービスの低下を招くことのないように努めてきているところでもあります。

今日地方を取り巻く環境はさらに厳しさが増しており、将来の財政見通しも予測がつかない大変な時代になっておりますし、人件費の削減は避けて通れないものと考えております。

今後におきましても、さらに事務事業の見直しなど効率的な行政運営や職員の能力開発を推進し、職員定員の管理に努めてまいります。地方行政の執行に必要な職員がいなければ住民に対する責任がおろそかになることも明白でありますので、やみくもに人員削減を加速させることには慎重にならざるを得ないと思います。これからの行政需要の動向等を見据えながら、適正な定員管理を推進してまいりた

議 長
町 長

いと存じます。

次に、長期的には正職員の割合を減らし嘱託及び臨時職員の採用枠に向けること
によって新卒者等の雇用機会の拡大と行政コスト削減の採用計画が立てられないか
とのことでありますが、臨時職員は文字どおり臨時的または緊急の場合に任用され
る補助職員であり、その任用期間は6カ月以内が原則になっております。また、嘱
託職員は勤務時間等が一般職員とほぼ同様ですが、単純な労務や技能業務に
当たる職員でありまして、それぞれ業務の遂行上、必要に応じて任用されるもので
あり、その性格上ごく限られた業務の内容にならざるを得ませんし、この従事業務
の内容に見合った賃金体系となっております。

このことから、一般職員が行っている業務内容を臨時または嘱託職員に同様の責
任を持たせて従事させることは雇用体系上からも困難でありますし、また長期的か
つ安定的な雇用の場の創出には結びつきにくい面があり、一方、正職員の採用を凍
結することは新卒者の就職先の確保の面で、これをさらに困難にする一面も持って
いると思いますので、今後もこの採用等に関しては慎重に取り扱ってまいりたいと
考えております。

私からは以上であります。

議 長
教 育 長

教育長。

私からは2点目、小学校給食費の免除措置に伴う学校事務の処理についてお答え
いたします。

現在、厚岸町の学校給食費の徴収については、事務手続の簡略化と安全性を考慮
し、学校が保護者の承諾を得て毎月金融機関の口座から引き落とす方法が一般的と
なっております。

一定の補助要件により学校給食費等の補助を受ける世帯、いわゆる準要保護家庭
に対する学校給食費の徴収に係る現在の各学校の取り扱いについてであります、
1つとしては学校給食費を該当になる家庭から毎月徴収し、補助金交付される10月
と3月の年2回教育委員会から学校を通じ本人に交付する場合と、2つ目として毎
月徴収しないで、年2回交付される補助金を学校が事務手続を行い給食センターに
納入する方法がとられております。

このように、学校間によってその取り扱いが大きく異なってきたまま続けられてきた
ことに対しましては、就学援助制度が設けられている目的を考えたとき、教育委員

会としても反省をしなければならないものと思います。

ご質問にありますとおり、給食費を含めて就学援助を受けている家庭については、事情を勘案し補助金交付時に合わせて徴収することが適当であると考えますので、各学校と協議を行って、来年度からはすべての学校において同様の取り扱いができるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

4 番、佐藤議員。

ご答弁をいただきましたけれども、いずれにしても先ほどからいろいろ質問されて答弁しておりますけれども、財政、財政、財政は厳しいという問題がいろいろな質問の中も出てくるわけであり、当然でありますけれども。したがって、何をするにもですね、財政の健全化とか安定化とか、そういうものを抜きにして行政運営なんてできないわけですから、財政を頭に入れないでほかをやるというわけにいかないわけですから、それをきちんと頭に入れて当然やられることだろうと思います。

したがって、そのために今考えられるあらゆる方法を駆使して、とにかくこの厳しい難局を切り抜けていくというようなことが当然大事なことになるんでないのかなというふうに思います。

何よりも合併特例法の期限の切れる以降の市町村の枠組みだとか、あるいは自治体のあり方だとか、そういうものが先ほども質問出てましたけれども、例えば総理大臣の諮問機関の地方制度調査会だとか自民党のプロジェクトチームが検討されている案だとかですね、そういうものを見聞きすると全く見えない。だから、合併は例えば住民の判断で云々という話になるけれども、一方では1万人以下は強制的に合併させるとか、しなかったらどうなんだという姿もまだ見えてこない。

そういう中で、厚岸の人口なんかも見ましたら、財団法人日本統計協会が出した日本全国の市町村の将来人口を予測したやつがあるんですよ。予測については一定の条件はありますよ。ありますけれども、これを見るとですね、そう大差もない——大差もないという言い方もちょっとおかしいんですが、例えば1995年から2025年まで実は予測しているんですが、1995年の予測した数値は厚岸町は1万3,076人ですよ。実際は1万3,414人ですね。それから2000年がですね、推計では1万2,048名、実際は1万2,705名。そして2005年の合併特例法が切れるころは

ですね、厚岸町の人口は1万982名、限りなく1万人に近い予測がされております。

そんなことを考えるとですね、全く今2005年の特例法後の市町村の枠組みや自治体のあり方、権限の問題も含めてそういうものを考えると、今きちんと財政について、それ以降も町を運営していくための基盤というものを財政という面からやはりきちんと考えていかないと、そのときになっていや実はこうでしたああでしたと言われても、これは大変なことになるのじゃないのかなというふうに思います。

それから、職員の計画的な雇用といいますか、年代別のバランスといいますか、そういうことも考えると、例えば人口の年齢構成もそうですけれどもピラミッド型というか、上に行くほど少なくなって年齢が高い。そしてそれを支える若年者というか生産人口が多ければ例えばいいわけですね。だから、そうだとすれば組織もピラミッド型がいいんでしょうけれども、今の現在の実態を見てもですね、そろばん型というかこういう形に厚岸町の職員の人口構成もそうなっているんです。18歳から25歳までが3.4%、26歳から35歳が23.5%、36歳から45歳までが29.1%、46歳から55歳が36.2%、これが一番多いんですよ。そして56歳から60歳までが7.7%。

そういうことを考えるとですね、結局は職員の採用というものもその時代その時代の社会経済情勢に大きくやはり左右されてきているんですね。だから、46歳から55歳の一番多い年代というのは昭和40年代の高度経済成長、グーと向かっていたときにやはり税収もどんどん上がってきたと。だから、財政が豊かになってきた、町民ニーズもいろいろなものが出てきた、それで対応していくように職員も採用していこうという形でやはりふえてきたのではないのかなと思うんですよ。

したがって、やはりそういうことを考え合わせると、職員の数の問題もそういうことをやはり考えに入れていかないと、単純に今までの、職員が3名退職したから1名補充するとかという考え方ではやっていけなくなるじゃないか。結果的にはそこにそういうことを積み重ねていくと、今いる現在の職員にもそういう将来的には不利益といいますか、そういうものがのしかかってくるんじゃないのかということちょっと心配するわけでありますから、その点再度ご答弁いただければ大変ありがたいなというふうに思います。

議 長 町長。

町 長 再質問に答弁させていただきたいと存じます。

ただいまご指摘がございましたとおり、健全財政を運営していくということは今

日の厳しい時代に向かつての最も大事なことは言うまでもないわけであります。

今年度の厚岸町の一般会計予算を見ましても給与費は21%であります。大変な財政負担になっていることは事実でもあります。さらにまた、将来の厚岸町の人口推計のお話もございましたが、今現在厚岸町の第4次厚岸町総合計画が最終年度の平成21年、2009年であります。人口推定は1万1,000人でございます。さらにはまた、今回の町村合併に当たっての道の厚岸町の人口推計といたしますのは、2025年には何と驚くなかれ7,817人、将来の推定人口であります。

そういうことを考えますならば、町の人口に対する職員の数はどうかという疑問もあるかと思うわけであります。しかしながら、今日は先ほど申しましたとおり、現在厚岸町定員適正化計画に基づいて平成12年から平成17年の5カ年をもって配置をさせていただいております。しかしながら、社会情勢によっては定数が多いとかという議論も当然出てくると思いますが、私どもといたしましては行政サービスが低下しないように、適正化をものしながら職員の配置を考えてまいりたい。そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

議長
4番

4番、佐藤議員。

給食費の関係なんですけれども、学校によってそういうことで教育長が説明されたように違いがあったということで。

何でこんなこと言うかといいますとですね、事務処理は煩雑にして複雑にするとミスや間違いが当然起こる可能性が高くなりますね。そんなことで、実はそういう免除の世帯がありまして、実は2年ぐらい前から半年に一遍ぐらい今まで戻っていたやつが2年ぐらい忘れていて、そういえば学校給食費の助成が最近戻ってこないなという話から学校に問い合わせたら、最初の答弁はいや事務が変わりましたので私よくわかりません、調べてみますと。調べたら、戻していませんでしたと。だから、何月何日に取りにきてちょうだいという話になって、それはそれでもらったということなんですけれども。

そういうことで、その父兄が思い出さなかったら2年が3年、4年になって、そのうち時効ですなんていう話になったのかなということもあるものですから、免除申請なんかも期日の関係で事務的に不可能であれば、例えば一、二カ月引いてしまったとかということはあるんでしょうけれども、第1回目の自動振替が5月だとすれば5月の下旬、4月に入学しますからね、そうすると5月に引くとすれば事務的

にも可能なんですよね。だから、ここ佐藤さんのところはかかりませんよ、免除ですと、そうすると自動振替の依頼を1件そこから削除すれば単にいいことですから。ですから、それは統一してそういう形になるように、ぜひ新年度から取り組んでいただきたいというふうに思います。

議 長 教育長。

教育長 給食費の問題ですけれども、1点ちょっと、一つあるんですけれどもね。実は免除というのと補助というのが微妙な差があるものですから、そこら辺にひとつ認識の違いがあったのかなという気はするんですけれども、ただいずれにしましても同じお金を取るか事前にためておくかという問題ですから、その点については家庭の事情の方を考慮して、できるようにいたしたいと思います。

ただですね、学校の方で保護者の方に選択させているというふうな学校もございます。これについては、例えば毎月私は払いたいんだというのを、いやいいんですと、ここに免除と補助の違いが出てくると思うんですよ。実質的には補助ですから、私はその補助を受けますけれども毎月やはりほかの児童と一緒に払いたいんだという方がいらっしゃれば、それはそれとして払っていただかなければならないのかなと。ただ、どの学校でもそういう選択方法、10月、3月納入で結構でございますというふうな形にはできるように来年度取り計ってまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

延会時刻 17時12分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年12月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員